

奈良市行財政改革実施計画 平成20年度進捗状況及び平成21年度実施方針

奈良市では、「奈良市行財政改革大綱」及び「奈良市行財政改革実施計画」を平成16年7月に策定・平成18年2月に改訂し、平成16年度から平成25年度を目標として、行財政改革を推進しています。

「奈良市行財政改革大綱」では、奈良市行財政改革を推進するため、次の3つの改革の柱を掲げています。

- 1 市民参画による開かれた行政の推進
- 2 行政体制の整備と人材の育成
- 3 施策の選択と効率よい行政経営

これらの改革の柱に基づいて、「奈良市行財政改革実施計画」(平成19年6月一部改訂)に定めた76の実施計画について平成20年度の取組の結果及び平成21年度の取組の方針をとりまとめました。

【実施計画の進捗状況に対する所管課の評価】

各実施計画の「平成20年度の計画の進捗度」は、平成20年度の年度計画が実施方針に照らしてどの程度進捗したかを、各実施計画の所管課が次の5段階で評価したものです。(平成20年度末時点)

- | | | |
|----------------------------|-------------------------------|------------------------------|
| a 平成20年度の年度計画は実施方針通り進捗した。 | b 平成20年度の年度計画はおおむね実施方針通り進捗した。 | c 平成20年度の年度計画は実施方針の半ば程度進捗した。 |
| d 平成20年度の年度計画はほとんど進捗しなかった。 | e 平成20年度の年度計画は全く進捗しなかった。 | |

各実施計画の「目的・全体計画の達成度」は、実施計画に基づいて実施された内容により実施計画の目的・全体計画がどの程度まで達成されたかを、各実施計画の所管課が次の5段階で評価したものです。(平成20年度末時点)

- | | | |
|------------------------------|-----------------------------|---------------------------|
| A 実施計画の目的・全体計画は達成されている。 | B 実施計画の目的・全体計画はおおむね達成されている。 | C 実施計画の目的・全体計画は半ば達成されている。 |
| D 実施計画の目的・全体計画はほとんど達成されていない。 | E 実施計画の目的・全体計画は全く達成されていない。 | |

各実施計画の詳細につきましては、各実施計画の所管課へお問い合わせください。

- 1 市民参画による開かれた行政の推進
 - (1) 市民の参画と協働の推進
 - ① 市民の参画機会の拡充

| パブリックコメント手続の整備 (奈良市行財政改革実施計画 1頁) | | 所管部 | 市長公室 | 平成20年度の 計画の進捗度 | a 平成20年度の年度計画は方針通り進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | B 実施計画の目的・全体計画はおおむね達成されている。 |
|---|---|--|-------|--|-------------------------|---|-----------------------------|
| | | 所管課 | 広報広聴課 | | | | |
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 市の計画等をより良いものにするため、市民から意見及び情報を広く求め市民参画を促進する。 | 市の基本的な計画等を策定する過程や市民の権利義務に関する条例等の制定・改廃の検討過程において、市民の意見を反映させるため、パブリックコメント手続の基準を整備し、実施する。 | 「奈良市パブリックコメント手続に関する指針」に基づき、各課に積極的なパブリックコメント手続の実施を促すとともに、手続を行うにあたって必要な助言・調整等を行う。 また、「奈良市パブリックコメント手続に関する指針」の運用上の問題点を把握し、必要な場合は見直しを行う。 | | 「奈良市パブリックコメント手続に関する指針」に基づき、各課に積極的なパブリックコメント手続を行うにあたって必要な助言・調整等を行った。 また、庁内におけるパブリックコメント手続の実施状況を調査した。 | | 「奈良市パブリックコメント手続に関する指針」に基づき、各課に積極的なパブリックコメント手続を行うにあたって必要な助言・調整等を行う。 また、「奈良市パブリックコメント手続に関する指針」の運用上の問題点を把握し、必要な場合は見直しを行う。 | |

| タウンミーティングの実施 (奈良市行財政改革実施計画 2頁) | | 所管部 | 市民活動部 | 平成20年度の 計画の進捗度 | b 平成20年度の年度計画はおおむね方針通り進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | B 実施計画の目的・全体計画はおおむね達成されている。 |
|--|--|---------------------------------|---------|---------------------------------|-----------------------------|---|-----------------------------|
| | | 所管課 | 市民活動推進課 | | | | |
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 「市民とともにあゆみ、市民と協働するまちづくり」を実現させるために、市政方針や市の施策などを、市長が地域に出向いて市民に説明することにより、市民の市政への関心を高めることを目的とする。 | 奈良市自治連合会を核として、自治連合会の8ブロックを単位とし、それぞれの地区へ出向いて実施する。 | 市長の説明時間及び質問時間を延長し、市政への参加意欲を高める。 | | 市長の説明時間及び質問時間をそれぞれ時間延長し50分間とした。 | | 市政の状況を理解する役割を果たしてきたタウンミーティングについて、地域住民の市政への理解を深めるような仕組みづくりについて主催していただいている奈良市自治連合会と協議、検討する。 | |

| まちかどトークの実施（奈良市行財政改革実施計画 3頁） | | 所管部 | 市長公室 | 平成20年度の計画の進捗度 | b 平成20年度の年度計画はおおむね方針通り進捗した。 | 目的・全体計画の達成度 | B 実施計画の目的・全体計画はおおむね達成されている。 |
|--|---|--|-------|---|-----------------------------|---|-----------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 所管課 | 広報広聴課 | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| | | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 職員が市民のもとへ出向き、市の施策や制度を説明し、市政への理解を深めてもらうために実施する。 | 市民にテーマ(施策や制度等)を選んでいただき、職員が地域に向いて説明を行う。テーマは市民ニーズを反映させるなど、年度ごとに設定を行う。 | 市民ニーズを把握し、市の施策の推進に沿ったテーマの見直しを行い、テーマ一覧を掲載したパンフレットを作成、市の公共施設に配置する。さらに、しみんだよりやホームページにおいて、実施についての広報を図る。また、若い年代層にも市政に興味を深めてもらい、当事業の周知を図るため、市内の大学へもパンフレットの送付を行う。 | | しみんだより、ホームページを通じて、実施についての広報を行い、パンフレットを作成し、公共施設に配置するなど市民への周知を図った。さらに、若い世代への周知を呼びかけるため、市内大学へもパンフレットの送付を行った。5月から受付を開始して、市民の要望するテーマに基づいて実施し、市の施策や制度の説明を行った。 | | テーマの見直しを行い、しみんだよりやホームページをつづじて、市民への周知を図る。また、テーマ一覧を記載したパンフレットを作成、市の公共施設に配置、県の公共施設や市内大学へも送付する。また、設定したテーマ以外でも市の施策や制度等について市民からの要望があれば、実施を行う。 | |

| コールセンターの設置（奈良市行財政改革実施計画 4頁） | | 所管部 | 市長公室 | 平成20年度の計画の進捗度 | a 平成20年度の年度計画は方針通り進捗した。 | 目的・全体計画の達成度 | B 実施計画の目的・全体計画はおおむね達成されている。 |
|---|--|---|-------|---|-------------------------|---|-----------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 所管課 | 広報広聴課 | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| | | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 市民から市役所への問い合わせ先を一元化することにより、市民の利便を図るとともに、事務の効率化を図るため、コールセンターを設置する。 | 市民の求めているコールセンターへの期待、全体像を検討しつつ、コールセンターの実現に向けて、業務の範囲、運営体制等の検討、設備、セキュリティの検討、費用対効果の予測、試行運営を経て、コールセンターの本格運営を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・コールセンター運営(年中無休 8時～21時)。 ・問い合わせ件数の増、サービスレベルの向上を図る取り組みとして、 ①FAQ 年度中の制度改正や短期イベントにも対応できるタイムリーな情報となるよう適宜充実を図る。また、平成21年3月には平成21年度用に向けた校正作業を行う。 ②周知 しみんだより、ホームページへのコールセンター記事の掲載。また、随時チラシ等を作成し、市公共施設や市イベント時に配付することによる市民へのPRを行う。 ③市民満足度調査 9月、2月に実施しサービスレベル等の測定と向上を図る。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・運営(年中無休 8時～21時)。 ・問い合わせ件数の増、サービスレベルの向上を図る取り組みとして ①FAQ 年度中の制度改正や短期イベントにも対応できるタイムリーな情報となるよう適宜充実を図る。 ②周知 しみんだより、ホームページへのコールセンター記事掲載。バス後板広告(1月～3月)、公用車のステッカーによる広報(1月～) ③市民満足度調査 (8/18～9/30、標本数151)(1/19～2/23、標本数150) サービスレベル等の測定と向上を図る。 ④庁内アンケート(1/20～2/13) 市民サービスの向上と職員の業務の効率化を図る。 | | しみんだより、ホームページへのコールセンターを紹介する記事など掲載するなど、コールセンターの周知を行う。そして、年度中の制度改正や短期イベントにも対応できるタイムリーな情報となるよう適宜FAQの充実や資料提供を行い、利用件数の増につなげ、市民満足度調査等を行いサービスレベルの向上を図る。また、市民だけでなく、市外住民も対象に入れ、観光情報への対応も行っていく。 | |

② 市民との協働の推進

| 市民政策アドバイザーの設置（奈良市行財政改革実施計画 5頁） | | 所管部 | 市民活動部 | 平成20年度の計画の進捗度 | a 平成20年度の年度計画は方針通り進捗した。 | 目的・全体計画の達成度 | B 実施計画の目的・全体計画はおおむね達成されている。 |
|---|--|---|---------|---|-------------------------|--|-----------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 所管課 | 市民活動推進課 | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| | | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 多様化する市民のニーズ、高度化する行政需要に対応するため、各分野における専門的知識を有する市民の声を市政に反映しつつ、効率的・効果的な自治体経営をめざす。 | 「まちづくり」「文化・観光」「保健・福祉」「教育・人権」「地域安全・環境」「市民参画・行財政改革」の6分野で市民から学識経験者を募り、市民政策アドバイザー(任期2年)として委嘱して意見や助言を求め、市政運営の参考とする。また、特定の行政課題の解消方策などを検討するワーキングチーム等を設置する場合においても、これらの人材を活用する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民政策アドバイザーの改選(任期2年のため) ・第1回 全体会議の開催 委嘱式 奈良市の状況説明(市の概要・財政状況・主要な施策等) ・第2回 全体会議の開催 提言レポート提出の依頼 提言レポートの発表と、意見交換(分野別) ・市長との意見交換会の開催 2分野合同により3回開催(予定) | | <ul style="list-style-type: none"> ・第1回 全体会議の開催(平成20年7月30日) 委嘱式 奈良市の状況説明(総合計画・財政状況・主要な施策等) 提言レポート提出の依頼 提言レポートの作成 ・第2回 全体会議の開催(平成20年10月8日) 提言レポートの発表と、意見交換(分野別にグループ討議) ・市長との意見交換会の開催(2分野合同により3回開催) 平成20年11月26日「まちづくり」・「文化・観光」合同 平成20年11月28日「地域安全・環境」・「市民参画・行財政改革」合同 平成20年12月1日「保健・福祉」・「教育・人権」合同 | | <ul style="list-style-type: none"> ・市民政策アドバイザーに提言を頂きたい行政課題の抽出(各課照会) ・市民政策アドバイザーに対し、行政課題に対する提言レポートの提出を依頼 ・「全体会議」及び「市長との意見交換会」の開催 ・提案等がどのように施策に反映されたかを報告 | |

| 「安全で安心な夢のあるまちづくり」の推進（奈良市行財政改革実施計画 6頁） | | 所管部 | 市民生活部 | 平成20年度の計画の進捗度 | a 平成20年度の年度計画は方針通り進捗した。 | 目的・全体計画の達成度 | A 実施計画の目的・全体計画は達成されている。 |
|---|---|--|-------|--|-------------------------|--|-------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 所管課 | 市民安全課 | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| | | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 市民参画の理念のもとに近隣社会のコミュニティ再生の観点から、まちづくりを進めるにあたって、市民と行政が一体となって地域の問題を考え、安全・安心なまちづくりを構築することを目的とする。 | 地域の安全・安心のまちづくりを構築するために、自治連合会単位で地域と行政が一体となってまちづくりを進める。 | 平成20年4月1日から「奈良市安全安心まちづくり条例」が施行されたことに伴い、安全・安心で快適なまちづくりを推進する具体的施策となる「奈良市安全・安心まちづくり基本計画」の策定を行う。 | | 平成20年4月1日から「奈良市安全安心まちづくり条例」が施行されたことに伴い、安全安心で快適なまちづくりを推進する具体的施策となる「奈良市安全・安心まちづくり基本計画」の策定を行った。 | | 奈良市安全安心まちづくり基本計画に基づく推進体制により「安全安心まちづくり推進協議会」を設置し、協働による計画の実効的な推進を図る。 | |

| 市民企画事業の創設（奈良市行財政改革実施計画 7頁） | | 所管部 市民活動部 | 平成20年度の 計画の進捗度 | a 平成20年度の年度計画は方針通り進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | B 実施計画の目的・全体計画はおおむね達成されている。 | | |
|--|---|----------------|---|-------------------------|---|-----------------------------|--|--|
| 目的 | 全体計画 | 所管課 市民活動推進課 | 平成20年度の実施方針 | | 平成21年度の実施方針 | | | |
| 市民から画期的なアイデアや斬新な発想に基づく企画提案を受け、奈良市発展のための施策として具体化する。 | しみんだよりやホームページなどで市民に企画事業の提案を募集し、一定の審査とプレゼンテーションを経て実施事業の決定に基づき実施する。 | | 平成20年度の実施方針 ・平成21年度に実施する「市民企画事業」を募集（募集期間：平成20年5月1日～6月30日） ・市民企画事業の相談会の実施（平成20年5月18日） ・応募のあった市民企画事業について、提案者と事業担当課との事前協議を行う。 ・市民企画審査委員会（計4回）を開催し、市民企画事業の審査・採択、実施事業の決定を行う。 ・平成21年度実施に向け、事業担当課での予算措置 | | 平成20年度の進捗状況 市民企画事業の募集は平成20年5月1日～6月30日の2カ月間において、応募相談会は5月18日に実施した。市民企画事業の応募は11件あり、提案者と担当課との事前協議、市民企画審査委員会による書類審査・プレゼンテーション審査・総合審査を経て、4事業を採択した。審査結果を市長に報告し、4事業の事業化が決定した。これらの事業は、担当課において予算措置が図られ、平成21年度から事業実施することになった。また、平成18年度に採択され、19年度に事業実施された2事業の成果発表会を平成20年6月15日に行った。 | | 平成21年度の実施方針 ・平成22年度に実施する「市民企画事業」を募集（募集期間：平成21年6月15日～7月10日） ・平成19年度に採択、平成20年度に事業化された市民企画事業の成果発表会の開催（平成21年7月26日） ・応募のあった市民企画事業について、提案者と事業担当課との事前協議を行う。 ・市民企画審査委員会（4回）を開催し、市民企画事業の審査・採択、実施事業の決定を行う。 ・平成22年度実施に向け、事業担当課での予算措置 | |

| 「奈良市ボランティア・NPOとの協働のあり方」に関する指針の策定・実施（奈良市行財政改革実施計画 8頁） | | 所管部 市民活動部 | 平成20年度の 計画の進捗度 | b 平成20年度の年度計画はおおむね方針通り進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | B 実施計画の目的・全体計画はおおむね達成されている。 | | |
|--|--|----------------|--|-----------------------------|---|-----------------------------|--|--|
| 目的 | 全体計画 | 所管課 市民活動推進課 | 平成20年度の実施方針 | | 平成21年度の実施方針 | | | |
| 市民公益団体と行政とが対等な立場でパートナーシップを築き、協働によるまちづくりを進めていくために、「奈良市ボランティア・NPOとの協働のあり方に関する検討委員会」を立ち上げ、協働のための基本的な指針や支援施策を策定する。 | 検討委員会の委員は、公募市民・学識経験者・NPO代表者・企業代表者・行政（県・市）のメンバーで構成し、指針を策定する。指針策定後においては、各課で実施計画を策定し、また、各部署の代表による庁内連絡会議を活用し、協働を進める体制作りを図り、協働の事業を推進する。 | | 平成20年度の実施方針 ・「市民参画・協働によるまちづくり条例」（仮称）検討委員会の開催（計6回） ・条例（案）の策定 ・パブリックコメントの実施 | | 平成20年度の進捗状況 ・条例（案）の検討 条例検討委員会 第4回（20年 4月23日） 第5回（20年 5月28日） 第6回（20年 7月17日） 第7回（20年 8月26日） 第8回（20年 9月30日） 第9回（20年 10月28日） 第10回（20年 11月25日） 第11回（20年 12月25日） 第12回（21年 1月20日） パブリックコメントの実施（21年2月2日～27日） 市民向け意見交換会（21年2月27日） | | 平成21年度の実施方針 ・条例最終案の確定 ・条例案を、市長に提言 ・議会への上程（議案書の作成） ・市民参画及び協働によるまちづくり審議会の公募委員の募集と決定 ・市民参画及び協働によるまちづくり審議会の開催 ・市民参画及び協働によるまちづくり推進計画の策定 | |

| ボランティア・NPO等との連携（奈良市行財政改革実施計画 9頁） | | 所管部 市民活動部 | 平成20年度の 計画の進捗度 | a 平成20年度の年度計画は方針通り進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | A 実施計画の目的・全体計画は達成されている。 | | |
|--|---|----------------|---|-------------------------|--|-------------------------|--|--|
| 目的 | 全体計画 | 所管課 市民活動推進課 | 平成20年度の実施方針 | | 平成21年度の実施方針 | | | |
| 様々な分野で活動するボランティア・NPO等と行政がそれぞれが持つ能力を活かしながら、相互理解を深め、協働によるまちづくりを推進する。 | ・ホームページにボランティア・NPO等の紹介、市民活動の情報を掲載 ・ボランティア養成事業の推進 ・ボランティア・NPO等の市民活動への支援 ・情報の共有化の推進 ボランティアセンターを管理運営する指定管理者は、費用対効果に優れ、公共・公益性を損なわない運営ができる企業・NPO等を対象に公募する。 | | 平成20年度の実施方針 ・ボランティアセンターを指定管理者制度により運営 ・ボランティア・NPO等の市民活動への支援の充実 ・ボランティアセンターのホームページに登録団体名及びその活動内容や、市民活動の情報を掲載 ・ボランティア講座の開催 ・ボランティアグループ及びNPOの活動状況について、5月～9月調査を行い、活動内容の把握を行った。 ・ボランティアセンター利用者アンケートを2月25日～3月19日実施 | | 平成20年度の進捗状況 ・ボランティアセンターを指定管理者制度により運営（指定期間：平成20年4月1日～平成22年3月31日） ・ボランティア・NPO等の市民活動への支援の充実 ・ボランティアセンターのホームページに登録団体名及びその活動内容や、市民活動の情報を掲載 ・ボランティア講座の開催 ・ボランティアグループ及びNPOの活動状況について、6月～7月にかけて調査を行う。 ・平成22年4月以降の指定管理者の選定 | | 平成21年度の実施方針 ・ボランティアセンターを指定管理者制度により運営（指定期間：平成20年4月1日～平成22年3月31日） ・ボランティア・NPO等の市民活動への支援の充実 ・ボランティアセンターのホームページに登録団体名及びその活動内容や、市民活動の情報を掲載 ・ボランティア講座の開催 ・ボランティアグループ及びNPOの活動状況について、6月～7月にかけて調査を行う。 ・平成22年4月以降の指定管理者の選定 | |

| 男女共同参画推進パートナーシップ事業（奈良市行財政改革実施計画 10頁） | | 所管部 市民活動部 | 平成20年度の 計画の進捗度 | a 平成20年度の年度計画は方針通り進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | A 実施計画の目的・全体計画は達成されている。 | | |
|---|--|----------------|--|-------------------------|---|-------------------------|--|--|
| 目的 | 全体計画 | 所管課 男女共同参画課 | 平成20年度の実施方針 | | 平成21年度の実施方針 | | | |
| 市民と「あすなら」がパートナーシップを築き、お互いがエンパワーメントを図りながら、男女共同参画社会の実現を市民に広くアピールする。 | 奈良市男女共同参画推進条例に基づく市民・事業者等との連携・協力により、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進める。また、この連携を、今後予想される全国大会等への開催へと繋げていく。 | | 平成20年度の実施方針 ○平成20年11月20日・21日の2日間にわたり、第19回男女共同参画全国都市会議を開催する。この大会は、平成2年から全国の各都市持ち回りで毎年開催され、平成20年は当市において行政担当者や市民約1,500人が集い、男女共同参画に関する問題を総合的に研究討議するとともに参加都市間の交流を図る。 ○市民と協働して取り組む「市民共催事業」を進展させて、事業の定着を図る。 | | 平成20年度の進捗状況 ・第19回男女共同参画全国都市会議を開催し、1,000人の参加者とともに男女共同参画社会への実現に向けて行動することの重要性を確認した。 ・市民との共催事業であるあすなら市民講座を女性団体5団体と実施した。 | | 奈良市男女共同参画推進条例に基づき市民との協働で実施する市民共催事業「あすなら市民講座」を実施する。また平成21年「あすならフェスティバル」を実施するにあたり例年の形を少し変えて団体とのネットワークをさらに図ることを目的としたフェスティバルにする。 | |

(2) 公正で透明性の高い行政運営の推進

① 市民への情報提供等の充実

| ホームページにおける情報提供（奈良市行財政改革実施計画 11頁） | | 所管部 | 市長公室 | 平成20年度の 計画の進捗度 | b 平成20年度の年度計画はおおむね方針通り進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | C 実施計画の目的・全体計画は半ば達成されている。 |
|---|---|---|-------|--|-----------------------------|--|---------------------------|
| | | 所管課 | 広報広聴課 | | | | |
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| ホームページを広報媒体として積極的に活用することにより、市民への情報提供を充実させる。 | <ul style="list-style-type: none"> ホームページの運用を広報広聴課に一元化する。 刊行物情報をインターネット上で提供する。 各課がホームページコンテンツを作成できるパソコンの配置 | 引き続きホームページの情報量(コンテンツ数)の増加を各課に促すとともに情報内容の充実に努める。 | | 全課に呼びかけ、各課のページから「該当する項目はありません」の表示を無くした。また、各課のトップページに画像を掲載するなど、親しみやすく充実したページになるように促した。その他、「奈良市で暮らす」欄に障がい者の項目を追加、携帯電話用のQRコードの採用、ライフステージにイラストを入れるなど、ユーザーが使いやすい構成に努めた。 | | 更なるホームページの情報量(コンテンツ数)の増加を図るとともに、情報内容の充実に努める。 | |

| しみんだより等の全戸配布（奈良市行財政改革実施計画 12頁） | | 所管部 | 市長公室 | 平成20年度の 計画の進捗度 | c 平成20年度の年度計画は実施方針の半ば程度進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | C 実施計画の目的・全体計画は半ば達成されている。 |
|--------------------------------|---------------------|---------------------------|-------|---|------------------------------|--|---------------------------|
| | | 所管課 | 広報広聴課 | | | | |
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| しみんだより等の全戸配布 | しみんだより等の未配布世帯への対応検討 | 引き続き市民だより配布場所の拡充について検討する。 | | 全戸配布にした場合のコストについてポスティング業者から見積りをとる一方、市内一部で情報誌などをポスティングしている業者の実績や市内全戸配布の手法並びに可能性などを聴取し、全戸配布に向けての調査検討を行った。 | | 引き続き市民だより配布場所の拡充について検討するとともに、ポスティングによる全戸配布の可能性を見据え、調査検討する。 | |

② 情報公開及び個人情報保護制度の充実

| 積極的な情報公開の推進（奈良市行財政改革実施計画 13頁） | | 所管部 | 市長公室 | 平成20年度の 計画の進捗度 | d 平成20年度の年度計画はほとんど進捗しなかった。 | 目的・全体計画 の達成度 | A 実施計画の目的・全体計画は達成されている。 |
|--------------------------------|--|--|-------|--|----------------------------|---|-------------------------|
| | | 所管課 | 広報広聴課 | | | | |
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 積極的に情報公開することにより、透明性の高い市政を実現する。 | 公開の対象及び開示請求者の範囲拡大を図るとともに、請求方法の多様化等により市民の利便性を向上させる。 | 情報公開条例を全部改正(平成20年4月1日施行)により公開の対象及び開示請求者の範囲の拡大するとともに、請求方法の多様化に対応するため、平成20年度から実施している「メールによる受付」に加え、「電子申請による受付」について整備し、より積極的な情報公開の推進を図る。 | | 開示請求の方法に、新たに「電子申請による受付」を加えるための体制整備を検討した。 | | 平成20年度に引き続き、情報公開条例の運用状況を公表すること等により、情報公開制度の周知を図り、より積極的な情報公開の推進を図る。 | |

| 個人の権利利益の保護（奈良市行財政改革実施計画 14頁） | | 所管部 | 市長公室 | 平成20年度の 計画の進捗度 | b 平成20年度の年度計画はおおむね方針通り進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | C 実施計画の目的・全体計画は半ば達成されている。 |
|-------------------------------------|------------------------------|---|-------|---|-----------------------------|--|---------------------------|
| | | 所管課 | 広報広聴課 | | | | |
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 個人の権利利益を保護することにより、公正で信頼される市政の推進を図る。 | 個人情報を守るため、職員の意識向上を図る研修を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> 個人情報の適正な取扱いの周知・徹底及び個人情報保護に対する職員の意識向上を図るため、職員を対象とした研修を実施する。 個人情報保護条例の改正を行う。(個人情報保護審議会の意見を聴くとともに、市民意見募集を実施する。) | | <ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護条例の見直しについて、奈良市個人情報保護審議会に諮問し、審議会において、各見直し項目の審議が行われ、答申のとおりまとめが行われた。 全職員を対象とした個人情報保護職員研修を、10月及び11月に合計8回実施し、個人情報保護に対する職員の意識向上を図った。 | | <ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護条例の改正を行う。(個人情報保護審議会の答申に基づき、市民意見募集を実施し、改正する。) 個人情報の適正な取扱いの周知・徹底及び個人情報保護に対する職員の意識向上を図るため、平成20年度に引き続き、職員を対象とした研修の実施する。 | |

③ 外部監査機能の活用

| 外部監査制度の活用（奈良市行財政改革実施計画 15頁） | | 所管部 市長公室 | 所管課 行政経営課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | a 平成20年度の年度計画は方針通り進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | B 実施計画の目的・全体計画はおおむね達成されている。 |
|--|---|---|--------------|--|-------------------------|--|-----------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 監査委員の監査に加え、より専門的・独立的な立場から、さらには情報公開の信頼性・透明性を確保し、監査機能の向上を図る。 | 包括外部監査結果報告における指摘事項について、監査の結果に基づき、または監査の結果を参考にして事務改善を図る。 | 包括外部監査の実施 監査結果に基づき、事務改善を行い、改善措置を図った事項について公表。 監査の結果報告の意見等についても同様に公表。 | | 平成20年度の包括外部監査「市営住宅の財務事務について」を実施し、平成19年度以前の監査結果及び意見に基づき、改善措置を行った事項について公表を行った。 | | 平成21年度包括外部監査の実施及び平成20年度以前に実施した監査結果等に基づく進捗管理を行う。（調査を9月と3月に実施予定） 長期間にわたり措置されていない指摘事項等を調査し、内容に応じて善処策を講じる。（当該課及び包括外部監査人と調整） | |

(3) 行政評価システムの活用

① 市民への説明責任

| 事務事業評価の公表（奈良市行財政改革実施計画 16頁） | | 所管部 市長公室 | 所管課 行政経営課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | b 平成20年度の年度計画はおおむね方針通り進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | B 実施計画の目的・全体計画はおおむね達成されている。 |
|---|---|--|--------------|---|-----------------------------|--|-----------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 市民への説明責任を果たすため評価の公表を進め、今後の事業見直しや施策の重点化の検討に役立てる。 | 評価結果を公表することにより、市民へ事業内容や施策をわかりやすく説明し、透明性の高い行政の実現を図る。 | 平成19年度に導入した施策評価を引き続き実施する。施策評価において、施策(総合計画)に直接関係する事務事業について、施策を構成する事務事業と位置づけ、評価方法を簡略化して事務事業評価を実施する。評価結果のすべての情報を前年度に引き続き奈良市ホームページ及び情報公開課において公開する。 | | 平成19年度導入した施策評価を引き続き実施した。施策評価において、施策(総合計画)に直接関係する事務事業について、施策を構成する事務事業と位置づけ、評価方法を簡略化して事務事業評価を実施した。評価結果のすべての情報を平成19年度に引き続き奈良市ホームページ及び情報公開課において公開(H21.2.23～)した。 | | 施策評価を引き続き実施する。施策評価において、施策(総合計画)に直接関係する事務事業について、施策を構成する事務事業と位置づけ、評価方法を簡略化して事務事業評価を実施する。評価結果のすべての情報を平成20年度に引き続き奈良市ホームページ及び情報公開課において公開する。 | |

② 事務事業評価の活用

| 事務事業評価の実施（奈良市行財政改革実施計画 17頁） | | 所管部 市長公室 | 所管課 行政経営課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | c 平成20年度の年度計画は実施方針の半ば程度進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | C 実施計画の目的・全体計画は半ば達成されている。 |
|--|--|--|--------------|---|------------------------------|--|---------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 時代の変化に対応した自治体経営の実現のため、政策・施策体系を確立し、より効果的な事務事業を推進する。 | 評価システムを発展、継続実施していくことで、事務の改善・選択・重点化を図り、予算編成への反映や総合計画における政策・施策の実現を進めていく。 | 平成19年度に導入した施策評価を本格稼働させる。施策(総合計画)に直接関係する事務事業については、施策を構成する事務事業と位置づけ、施策目標を達成する面から効果的な手段・事業は何か判断することにより、さらに、「選択と集中」による事業施策につなげる。また、現行の総合計画の進行管理及び次期総合計画の施策体系構築につなげる。 | | 平成20年8月、平成19年度に導入した施策評価を実施した。施策評価の中で、施策を構成する事務事業について、平成19年度に引き続き、事業の方向性や施策内の優先順位づけを行った。 | | 施策評価のなかで、施策に繋がる事務事業の点検・評価を行う。 評価の実施過程において、市民の意見を反映できるよう、市民アンケートを活用する。 評価の手法やスケジュール等の工程を点検し、市のビジョンである総合計画体系と次年度以降の財政運営とを連動させるシステムとして有効に働くようシステムの再点検を行う。また、外部評価の導入を検討する。 | |

2 行政体制の整備と人材の育成

(1) 組織・機構の再編・整備

① 簡素で効率的な組織機構の形成

| 簡素で効率的な組織の再編（奈良市行財政改革実施計画 18頁） | | 所管部 市長公室 | 所管課 行政経営課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | b 平成20年度の年度計画はおおむね方針通り進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | B 実施計画の目的・全体計画はおおむね達成されている。 |
|--------------------------------|--------------------------------------|--|--------------|--|-----------------------------|---|-----------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 指揮系統の統一化を図るなど、簡素で効率的な組織をめざす。 | 簡素で効率的な組織の運用及び指揮系統の統一化を目的に、組織の再編を行う。 | 各部に対して組織改正要望の調査を行うことにより、さらに、簡素で効率的な組織の運用を目的に、組織の再編を行う。 | | 簡素で効率的な組織体制の整備を目指して、組織改正を行った。 主な改正 ・室の廃止（市民安全室、子育て支援室、長寿社会室） ・課の統廃合（広報広聴課・情報公開課→広報広聴課など7課を統合） ・係の統廃合 | | 行政需要の変化、行財政改革の進捗状況に合わせて、各部に対して組織改正要望の調査を行うことで、簡素で効率的な組織の運用を目的とした組織の再編を行う。 | |

| 部内統括部門の設置（奈良市行財政改革実施計画 19頁） | | 所管部 市長公室 | 所管課 行政経営課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | d 平成20年度の年度計画はほとんど進捗しなかった。 | 目的・全体計画 の達成度 | D 実施計画の目的・全体計画はほとんど達成されていない。 |
|--|--|--|--------------|-------------------------------|----------------------------|---|------------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 現在各課において事務処理されている業務のうち、経理などの業務を部内一括処理できるシステムを検討し、簡素で効率的な事務処理システムを確立する。 | 部内統括部門設置の基本ベースは経理の一括処理になるが、各所管により性質が異なるため第一段階として、これらの問題点や予算要求との関連性を整理する。 | 部内庶務一元管理に向けて、各部に対して組織改正要望の調査を行い、問題点の整理を継続して行う。なお、今後も部内室制を継続して実施していくことから、室内庶務の一元管理体制についても検討を行う。 | | 各部における一元管理を必要とする業務について調査を行った。 | | 部内における人員の配置適正化について検討を行い、事務量の均一化に努める。適正配置について部長の権限を強化することを検討する。また、部単位で事務を統合できる事務内容について調査し、事務処理時間の短縮等を検討する。 | |

② 機動的な組織の運用

| 新たな行政課題に対応できる体制づくり（奈良市行財政改革実施計画 20頁） | | 所管部 市長公室 | 所管課 行政経営課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | c 平成20年度の年度計画は実施方針の半ば程度進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | C 実施計画の目的・全体計画は半ば達成されている。 |
|---|--|---|--------------|--|------------------------------|---|---------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 社会経済状況の変化による新たな行政課題や市民ニーズに即応した地方分権社会に迅速に対応できる機動的な組織体制を確立する。 | 昨今の急速な社会変動に伴い、新たな事業が発生した場合、迅速に対応できるようなシステムを構築し、行政事務の効率化・高度化の推進、広域化に対応した簡素で効率的な組織・機構の編成を的確に推し進める体制づくりをめざす | 各部に対して組織改正要望の調査を行うことにより、社会経済状況の変化による新たな行政課題や市民ニーズにあった組織体制を確立する。 | | 行政ニーズに即した組織体制を整備するため、組織改正を行った。 ■市の行財政改革を推進するため行政経営課を設置 ■徴収体制を強化するため、納税課及び滞納整理課の係を再編 ■少子化対策等の推進のため、子育て課に子育て企画係を設置 ■公共施設の耐震改修を促進するため、営繕課に施設耐震係を設置など | | 新たな行政課題に柔軟に対応するため、各部より機構・人員についての要望を受け、行政経営の観点から総合的に判断し、適正な組織や職員配置を行う。 | |

| グループ制導入による組織のフラット化（奈良市行財政改革実施計画 21頁） | | 所管部 市長公室 | 所管課 行政経営課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | c 平成20年度の年度計画は実施方針の半ば程度進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | C 実施計画の目的・全体計画は半ば達成されている。 |
|--|--|---|--------------|----------------------------------|------------------------------|--|---------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 事務事業の執行に最も適した体制を柔軟にとり、事務配分の合理化と繁忙期の業務量の差を縮小するとともに、意思決定の迅速化を図る。 | 課内における業務内容に統一性がある、業務内容を地区で担当分けしている、係内における職員の職制が異質である、係により繁忙の時期が異なる、係長一人に対し係員が多く指揮監督に支障をきたす等の事例が見受けられる該当課の自主的なグループ制への移管を図る。 | 各部に対して組織改正要望の調査を行い、グループ制が適当である部署でグループ制を進めていく。 | | グループ制への移行が必要な部署は平成20年度は認められなかった。 | | グループ制の導入については、業務内容と人員体制により検討を行い、繁忙期等の事務量の増減に対しては、組織を柔軟に可変できるよう検討を行う。 | |

(2) 市民サービスの向上

① 各種市民サービスの充実

| 総合窓口の設置の検討（奈良市行財政改革実施計画 22頁） | | 所管部 市長公室 他 | 所管課 行政経営課 他 | 平成20年度の 計画の進捗度 | b 平成20年度の年度計画はおおむね方針通り進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | C 実施計画の目的・全体計画は半ば達成されている。 |
|---|---|---|----------------|---|-----------------------------|---|---------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 各種手続や相談業務などの窓口の一元化を図るとともに、庁内案内を充実させることにより、便利でわかりやすい窓口サービスの提供を目指す。 | 福祉関係の各分野の手続や相談のための「総合相談窓口」の設置及び各種手続や相談のワンストップ化を段階的に進める。さらに、フロアマネージャーを配置し、市民に対し、親切で適切な案内・誘導のサービスを提供する。 | 平成20年秋頃に開設する「福祉なんでも相談窓口」は地域福祉計画の優先プログラムであり、はじめての人にも分かりやすく、利用しやすい相談窓口としての機能を持ち市民との距離を縮め、親しみのある窓口として開設する。平成20年度より本稼働に向けて段階的に実施することで、より一層の市民サービスの向上に努め、平成22年度からの本稼働に向けて、計画的に知識・技能の習得や業務内容の充実を目指す。そのため、平成20年度前半は窓口担当職員の研修を実施する。 | | 平成20年4月より窓口職員の研修を実施し、平成20年9月には「福祉なんでも相談窓口」を開設した。窓口は市民が利用しやすい、親しみのもてる窓口として、市民サービスの向上に努めた。また、福祉分野以外の窓口業務の一元化に向けては、先進自治体の状況調査等を行うと共に関係課と業務内容等について検討を行った。 | | 総合窓口の設置を段階的に進めるため、各窓口業務所管課と課題を検討する。具体的には、来庁者へのアンケートの実施や年間受付件数・1件当たり処理時間【分】・利用者1人当たりの待ち時間【分】・繁忙期の有無等のデータ収集を行い、取り扱う業務を検討する。なお、情報の一元化、セキュリティの観点からも検討を行う。また、平成20年度から設置している「福祉なんでも相談窓口」については、市民が相談しやすい環境を整えるため、女性再任用職員の登用等を検討する。 | |

| 戸籍事務のコンピューター化（奈良市行財政改革実施計画 23頁） | | 所管部 市民生活部 | 所管課 市民課 他 | 平成20年度の 計画の進捗度 | e 平成20年度の年度計画は全く進捗しなかった。 | 目的・全体計画 の達成度 | E 実施計画の目的・全体計画は全く達成されていない。 |
|--|---|--|--------------|---|--------------------------|--|----------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 戸籍事務のコンピューター化による処理効率の向上と処理時間の短縮を図ること、戸籍謄・抄本の発行時間を短縮し、市民サービスの向上を図る。 | 戸籍届けの受付事務や戸籍の謄・抄本交付等戸籍事務のコンピューター化を計画する。ネットワークを構築し、機器を購入。現在戸籍・附票から着手し、さらに除籍・改製原戸籍や平成改製原戸籍についても移行を行う。将来的には住民記録オンラインシステムとデータを連動、戸籍事務全般についてコンピューター化し、さらなる事務の効率化とコスト削減を図る。 | 戸籍事務のコンピューター化に向け、セットアップ業者の特定及びシステム業者の決定を行い、戸籍データのセットアップ作業に取り掛かる。 | | 業務委託をする業者を特定するため選定委員会を設置し、参加業者を公募してセットアップ業者を選定した。その後、契約締結について9月定例議会に上程するも原案不同意となった。 | | システム導入に向けて平成21年度は、他市町村の状況を調査・研究・検討をし、早期に現在戸籍データのセットアップ業者とシステム業者の選定が行えるように業務を進め、平成22年度予算を要求し、平成23年度秋頃の稼働を目指す。 | |

② 情報技術(IT)を使った行政サービスの提供

| 地域情報通信基盤の整備（奈良市行財政改革実施計画 24頁） | | 所管部 総務部 | 所管課 情報政策課 他 | 平成20年度の 計画の進捗度 | b 平成20年度の年度計画はおおむね方針通り進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | C 実施計画の目的・全体計画は半ば達成されている。 |
|--|--|---|----------------|--|-----------------------------|---|---------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 地域の情報通信基盤を整備し、市民がいつでもどこでも行政情報の提供を受け、誰もが快適で質の高いネットワーク社会を享受し、地域の活性化と行政事務の高度化・効率化を図る。 | 地域イントラネット基盤施設整備事業により、学校、図書館、公民館、市庁舎、出張所などの公共施設を高速大容量の通信回線で結ぶ「地域公共ネットワーク」を整備する。この情報ネットワークを活用して各種の住民サービスを提供するほか、行政事務の効率化を進める。また、同事業で整備した情報通信基盤を利用し、地域ケーブルテレビ網の整備を行う。 | 1. 東部地域において、引き続き計画的にCATV整備を進めていく。 2. 都祁地域の加入促進を行う。 | | 1. 東部地域においては、計画に基づきCATV整備を行なった。 柳生地域は、邑地町・丹生町・北野山町、田原地域は、横田町・日笠町・沓掛町・此瀬町、東里地域は、須川町、狭川地域全域の整備を行った。 2. 都祁地域の加入促進を行った。 全戸への新聞折込チラシ、自治連合会への説明都祁在住職員に対しての活動への協力依頼、都祁行政センターでの相談会等を実施した。 | | 1. 東部地域において、引き続き計画的にCATV整備を進めていく。 2. 都祁地域の加入促進を行う。 | |

| 行政手続の電子化（奈良市行財政改革実施計画 25頁） | | 所管部 総務部 | 所管課 情報政策課 他 | 平成20年度の 計画の進捗度 | b 平成20年度の年度計画はおおむね方針通り進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | C 実施計画の目的・全体計画は半ば達成されている。 |
|---|--|---|----------------|---|-----------------------------|---|---------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 「いつでも」「どこからでも」「容易に」「安全に」行政に対する申請・届出等手続きが可能となることによる市民サービスの向上及び行政事務の効率化 | 奈良県及び県下各市町村が汎用受付システムを共同で構築し、講座申込、施設予約、各種行政手続の申請届出等適用業務を順次開発していく。 | 平成19年度に引き続き適用業務の拡大と、電子申請のPR、並びに未実施施設の予約可能化に向けた働きかけを更に進める。 | | 適用業務の拡大については、今年度において申請業務11手続きを追加し、計49手続きとなった。職員採用試験では利用者が半数を超えた。また、講座申込でも昨年を上回る利用があり、前年比で160%増の利用件数があった。電子申請のPRについては、ホームページで適用業務の案内を行うとともに、広報誌においても電子申請の案内を行っている。施設の電子予約については、今年度あらたに8つのスポーツ施設の開発を行い、計17の体育施設で予約が出来るようになった。(既存の予約業務の関係上、一部4月稼働開始施設があります)また、3つの生涯学習施設において空き情報の提供を実施している。 | | 平成20年度に引き続き適用業務の拡大と、電子申請のPR、並びに未実施施設の予約可能化に向けた働きかけを更に進める。また、来年には、システムの更新があり携帯電話のネットワークを利用したシステム等が考えられている。 | |

| 生涯学習情報提供システム(ならおっと)のインターネット化による情報提供（奈良市行財政改革実施計画 26頁） | | 所管部 市民活動部 | 所管課 生涯学習課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | b 平成20年度の年度計画はおおむね方針通り進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | B 実施計画の目的・全体計画はおおむね達成されている。 |
|---|---|---|--------------|---|-----------------------------|--|-----------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 市民の求める生涯学習情報は、生涯学習情報提供システム(ならおっと)を構築し全公民館(24館)をオンライン化しているが、今後、インターネットを媒体とした提供サービスを導入することで、効率的な情報提供と利便性の向上を図る。 | 生涯学習情報提供システム(ならおっと)の学習情報(公民館の講座、団体・グループ、学習施設、指導者等)をインターネットを通じて提供するための調査研究を行い、併せてシステムのランニングコストの低減化の方策の検討もおこない、その導入を図る。 | 次に掲げる達成すべき目標に向かって、順次実施していく。 情報提供の内容の更なる充実を図りながら、あわせて情報提供の内容の見直しを検討し、財団のオリジナルティーあふれるシステム運用と効率化を目指す。情報漏えいの防止については、「セキュリティポリシー委員会」で検討を行い、ポリシー運用における運用監査手順書(自己チェック)の充実を図る。 | | 左記に掲げた目標を達成するために、情報提供の内容の充実化と、掲載内容の統一化を随時実施した。セキュリティについては、情報漏えい等の内部から発生するであろう問題は、適宜セキュリティポリシーの徹底に努めた。 | | 財団内でホームページ検討委員会を設置し、目標(内容の更なる充実等)を達成するために、その手法や具体的な方策を随時協議し、実施していく。また、市民への周知のためにリーフレットの配布などのPRを行う。今後の新規システムの導入に向けて、現状の問題点と今後の課題をまとめ、その対策の検討を行う。情報セキュリティに関しては、平成20年度同様、適宜セキュリティポリシーの徹底に努める。 | |

(3) 新たな人事制度の構築

① 新たな人事管理システムの確立

| 人事評価制度の導入（奈良市行財政改革実施計画 27頁） | | 所管部 市長公室 | 所管課 人事課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | d 平成20年度の年度計画はほとんど進捗しなかった。 | 目的・全体計画 の達成度 | D 実施計画の目的・全体計画はほとんど達成されていない。 |
|---|--|--|------------|-------------------------------|----------------------------|---|------------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 現在の年功序列の人事管理を改め、職員の能力・業績を生かし、より高い成果を上げるために公正かつ納得性の高い、目標管理を基礎とした人事評価制度を導入する。 | 制度の内容及び導入プランの設計を行い、職員に説明したうえで、計画的に実行するとともに、問題点については、常に見直し、精度を高めることとする。 | 人事評価制度導入への年次計画設計及び制度設計のフレーム作りを行う。 職員への意識調査及び管理職への制度説明などを実施する。 | | 人材育成計画策定に併せて職員へのアンケート調査を実施した。 | | 人事評価制度導入への年次計画設計及び制度設計のフレーム作りを行う。 職員の制度への理解と認識を深めるため、管理職及び一般職員への制度説明などを実施する。 | |

| 給与制度その他職員の勤務条件の見直し（奈良市行財政改革実施計画 28頁） | | 所管部 市長公室 | 所管課 人事課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | c 平成20年度の年度計画は実施方針の半ば程度進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | C 実施計画の目的・全体計画は半ば達成されている。 |
|---|--|--------------------------|------------|------------------------------|------------------------------|-----------------|---------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 社会経済情勢や国などの状況を踏まえ、市民の理解を得られるように、諸手当等給与制度、勤務体制、その他の職員の勤務条件についての適正化を積極的に推進する。 | 業務の性格や内容を踏まえつつ、特殊勤務手当等の諸手当など給与制度、勤務体制、その他の職員の勤務条件について精査し、市民の理解を得られるよう早期に必要な改善を行うとともに、その後も継続的に点検見直しを行う。 | 特殊勤務手当の再検討及び旅費制度の見直しを行う。 | | 他都市の旅費制度の状況を調査集約し、日当など改正を行う。 | | 特殊勤務手当の再検討を行う。 | |

| 事務分担表の有効活用による組織の見直し（奈良市行財政改革実施計画 29頁） | | 所管部 市長公室 | 所管課 行政経営課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | c 平成20年度の年度計画は実施方針の半ば程度進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | C 実施計画の目的・全体計画は半ば達成されている。 |
|---|---|---|--------------|--|------------------------------|---|---------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 課内、係内及びグループにおける事務量を把握することにより、職員の削減にも対応しながら適正な人事管理や効率的な組織の運用を図る。 | 現在、作成している事務分担表を見直し、係内全体の事務量の割合や個人の業務量を数字で表すことにより、限られた職員数で、より効率的、効果的な行政運営ができる組織体制をめざす。 | 引き続き、業務に携わっている全ての職員（正職員＋非常勤嘱託、臨時職員、パートタイム職員）を対象に事務分担表を作成する。 | | 業務に携わっている全ての職員（正職員＋非常勤嘱託、臨時職員、パートタイム職員）を対象に事務分担表を作成した。 | | 業務に携わっている全ての職員（正職員＋非常勤嘱託、臨時職員、パートタイム職員）を対象に事務分担表を作成する。 また、事務量の把握方法について、他市の状況を含めて調査・検討する。 | |

② 定員管理と人材の確保

| 中長期的な採用計画の策定と実施（奈良市行財政改革実施計画 30頁） | | 所管部 市長公室 | 所管課 人事課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | b 平成20年度の年度計画はおおむね方針通り進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | C 実施計画の目的・全体計画は半ば達成されている。 |
|---|--|--|------------|----------------------------------|-----------------------------|--|---------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 団塊の世代の退職をはじめとする職員構成の歪みや複雑多様化する諸課題に対応するために、能力と意欲のある有為で多様な人材を積極的に採用するとともに、職員の定数を適正化するための中長期的な展望を持った計画を策定する。 | 定員適正化計画（平成18年度から5年間）に基づく採用計画により180人の職員削減を図るとともに、さらに5年間の中長期的な採用計画を策定する。 | 業務運営及び組織の見直し等を視野に入れた定員適正化計画に基づく採用計画を策定し、職員採用を行う。 | | 定員適正化計画に基づいた採用計画を策定し、職員採用試験を行った。 | | 業務運営及び組織の見直し等を視野に入れた定員適正化計画に基づく採用計画を策定し、職員採用を行う。 | |

| 専門試験の導入等試験内容等の改善（奈良市行財政改革実施計画 31頁） | | 所管部 市長公室 | 所管課 人事課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | b 平成20年度の年度計画はおおむね方針通り進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | B 実施計画の目的・全体計画はおおむね達成されている。 |
|---|----------------------------------|--|------------|---------------------|-----------------------------|--|-----------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 意欲と能力を備えた人物を確保するため、一定の技術職には専門試験を導入するとともに、人物・適性を重視するため、面接試験の手法を整備実施する。 | より適正で透明性の高い採用試験の内容となるよう常に見直しを行う。 | 技術職への専門試験及び集団討論による面接試験を引き続き実施する。また、人物・適性を重視するため面接試験内容の充実を図る。 | | 引き続き、面接試験の内容充実に努めた。 | | 技術職への専門試験及び集団討論による面接試験を実施。また、人物・適性を重視するため面接試験内容の充実を図る。 | |

③ 職員の勤労意欲の向上と組織の活性化

| 自己申告制の導入（奈良市行財政改革実施計画 32頁） | | 所管部 市長公室 | 所管課 人事課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | c 平成20年度の年度計画は実施方針の半ば程度進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | C 実施計画の目的・全体計画は半ば達成されている。 |
|--|--|--|------------|--|------------------------------|--|---------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 職員の職務に対する姿勢、業務目標、職場の問題点や提案を把握し、組織改正や人事全般に活用するとともに、異動申告については、職員の希望を尊重しつつ、所属長の意見、市全体の人事配置の均衡を配慮して判断する。 | 他都市の実態及び水道局の現状を踏まえて検討し、人事評価制度との関連を図りながら導入する。 | 管理職（事務職・技術職・技能労務職）及び一般職（事務職・技術職）への自己申告を引き続き実施する。 | | 管理職（事務職・技術職・技能労務職）及び一般職（事務職・技術職）への自己申告を実施した。 | | 管理職（事務職・技術職・技能労務職）及び一般職（事務職・技術職）への自己申告を引き続き実施する。 | |

| 昇任試験制度の改善（奈良市行財政改革実施計画 33頁） | | 所管部 市長公室 | 所管課 人事課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | c 平成20年度の年度計画は実施方針の半ば程度進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | C 実施計画の目的・全体計画は半ば達成されている。 |
|--|---|---|------------|------------------------------------|------------------------------|---|---------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 意欲と能力を有する有為な人材に活躍の場を与えるため、管理職昇任試験制度の整備を図るとともに、現行の係長昇任試験の合格者を能力と実態に応じて早期に任用を行う。 | 課長職昇任試験については、昇任の方針、昇任者数の設定、受験対象者の設定などの判断の精度を高めるとともに、常に見直しを行うこととする。また併せてその他の管理職昇任試験の導入についても検討する。 | 係長昇任及び中級職員昇任試験を引き続き実施する。課長昇任試験については、試験のあり方等を再度検討する。 | | 課長職昇任試験、係長昇任試験及び中級職員試験を従来の方針で実施した。 | | 係長昇任及び中級職員昇任試験を引き続き実施する。課長昇任試験については、試験のあり方等を再度検討する。 | |

| 「一職場一改革」運動の推進（奈良市行財政改革実施計画 34頁） | | 所管部 総務部 | 所管課 文書法制課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | b 平成20年度の年度計画はおおむね方針通り進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | B 実施計画の目的・全体計画はおおむね達成されている。 |
|---|--|--|--------------|--|-----------------------------|---|-----------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 各職場において改革目標を定め、職員を挙げて目標の達成に取り組み、身近なことの改革により、職員の意識改革を図る。 | 1 年度、職場ごとに改革目標の策定 2 各職場での取り組み 3 改革達成度の確認 | 平成20年度は統一テーマは設けず、各職場において平成19年度の成果及び評価を踏まえるとともに、平成19年度の代表的な優秀事例を参考にしながら、取組目標を定めることとする。 平成20年度は、イントラネットに「一職場一改革」運動のコンテンツを作成し、各部署による取りまとめ、進捗管理と年度末に優秀取組みを発表することにより情報の共有化を行うなど組織的な展開を強化することとする。 | | 運動の取組目標の報告を140職場から受けた。5月からイントラネット上に「一職場一改革」運動のコンテンツを開設し、平成19年度における優秀事例11件と平成20年度140職場の取組目標を閲覧に供している。 | | 統一テーマは設けないが、平成20年度の成果及び評価並びに職場の実情を踏まえ、また、平成20年度の代表的な優秀事例等を参考にしながら取組目標を設定する。そして、各職場の取組内容をイントラネットホームページで紹介するとともに、年度末には優秀な取組事例を選考し、同ホームページで公表することにより、情報の共有化を図り組織的な展開を強化していく。 | |

| 業務管理目標の設定（奈良市行財政改革実施計画 35頁） | | 所管部 市長公室 | 所管課 行政経営課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | a 平成20年度の年度計画は方針通り進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | B 実施計画の目的・全体計画はおおむね達成されている。 |
|--|---|---|--------------|--|-------------------------|---|-----------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 課の本来の役割や任務を再認識し、それらを果たしていくために、業務管理目標を設定し、「第3次総合計画後期基本計画」や「行財政改革大綱」などの事務事業の推進と職員の意識改革を図る。 | 毎年度4月中に、各課1項目以上の業務管理目標と主となる指標及び目標値を設定し、随時、進捗状況の点検を行い、年度末の3月に達成状況の確認をする。 | 年度初に各課に業務管理目標の設定を依頼し、提出された業務管理目標調書により市長ヒアリングを4月に実施、各目標を決定する。各部長の進捗管理の下、各課において目標達成に向け業務を進め、進捗状況、問題等について市長に適宜報告を行う。年度末に達成状況調書の作成と平成21年度目標の設定に向け、各課において達成状況の最終確認を行う。 | | 年度初に各課に業務管理目標の設定を依頼し、提出された業務管理目標調書により市長ヒアリングを4月に実施、目標を決定。各部長の進捗管理の下、各課において目標達成に向け業務を進める。進捗状況や問題等について特に市長に報告が必要なものについては、8月の夏季討論での市長ヒアリングや経営会議等を活用して対応した。年度末に達成状況調書の作成と平成21年度目標の設定に向け、各課において達成状況の最終確認を行った。 | | 年度初に各課に業務管理目標の設定を依頼し、提出された業務管理目標調書により市長ヒアリングを4月から実施し、各目標を決定する。各部長の進捗管理の下、各課において目標達成に向け業務を進める。平成21年度は、上半期経過時点と年度末に達成状況を調査する。 | |

④ 人材の計画的な育成・能力開発の推進

| 職員研修の充実と自己啓発を助長する職場環境の形成（奈良市行財政改革実施計画 36頁） | | 所管部 市長公室 | 所管課 人事課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | a 平成20年度の年度計画は方針通り進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | B 実施計画の目的・全体計画はおおむね達成されている。 |
|---|---|---|------------|---|-------------------------|--|-----------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 人材育成の観点から、職務遂行能力の向上や政策形成能力育成に資する研修の充実を図る一方、管理・監督職によるOJTの効果的な実施を促進することにより、職場の活性化を実現するとともに、自己啓発を助長する。 | 研修体系全般を見直す作業の中にあつて、特に人事評価制度と連携して研修の充実と自己啓発の推進を図る職場風土を育成するとともに、研修で得られた成果を行政の施策に活かすことのできるシステムの構築を検討する。課題などについては、常に見直しを行う。 | ・中堅職員研修及び上級職員研修に選択制科目を導入 ・公募制研修の充実 ・自主研修助成制度の充実 | | ・中堅職員研修及び上級職員研修に選択制科目を各1科目導入した。 ・公募制研修を5科目実施した。 ・自主研修助成制度で、大学院就学助成制度に加え、新たに専門資格取得助成制度および通信教育等助成制度を創設した。 | | ・階層別の基本研修で、各職階に求められる役割を明確化 基本研修(中堅、上級、係長・主任、課長補佐、課長研修)の中で、各職階に求められる役割を明確化 ・専門研修で、選択制、公募制研修の拡大 選択制、公募制研修の選択科目を2科目増やして8科目とし、中堅研修及び上級研修に加え、係長・主任研修にも選択制研修を導入 | |

| 水道ビジョンに基づいた水道技術の継承研修（奈良市行財政改革実施計画 37頁） | | 所管部 所管課 | 水道局 総務課・配水課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | a 平成20年度の年度計画は方針通り進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | A 実施計画の目的・全体計画は達成されている。 |
|--|--|--|----------------|--|-------------------------|---|-------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 厚生労働省が制定した水道ビジョンの具体的な施策の一つとして、団塊の世代の大量退職を目前に控え、水道事業の施設管理業務をはじめとする豊富な経験やノウハウを有する職員から若手職員への技術の継承を図る。 | 水道局内に水道技術の継承研修制度を検討する委員会を設立し、先進都市の調査をはじめ具体的な研修内容を検討し、実施していく。 | 危機管理研修 ①応急給水活動研修 ②施設危機管理研修 ③水質危機管理研修 ④耐震性貯水槽等操作研修 ⑤震災対策研修 ⑥災害・事故・濁水事例研修 水道技術基礎研修 ①機器操作基本研修 ②管類施工技術研修 ③給水装置基礎研修 実務研修 ①耐震管継手現場研修 ②システム操作研修・管網解析 | | 危機管理研修 ①応急給水活動研修 ②施設危機管理研修 ③水質危機管理研修 ④耐震性貯水槽等操作研修 ⑤震災対策研修 ⑥災害・事故・濁水事例研修 水道技術基礎研修 ①機器操作基本研修 ②管類施工技術研修 ③給水装置基礎研修 実務研修 ①耐震管継手現場研修 ②システム操作研修・管網解析 | | 危機管理研修 ①応急給水活動研修 ②施設危機管理研修 ③水質危機管理研修 ④耐震性貯水槽等操作研修 ⑤震災対策研修 ⑥災害・事故・濁水事例研修 ⑦業務部所管研修 水道技術基礎研修 ①機器操作基本研修 ②管類施工技術研修 ③給水装置基礎研修 ④施設操作研修 ⑤配水施設維持管理研修 実務研修 ①耐震管継手研修 ②システム操作研修・管網解析 | |

| 女性管理職の登用拡大（奈良市行財政改革実施計画 38頁） | | 所管部 所管課 | 市長公室 人事課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | c 平成20年度の年度計画は実施方針の半ば程度進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | C 実施計画の目的・全体計画は半ば達成されている。 |
|---|---|---|-------------|-----------------------|------------------------------|---|---------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 意欲と能力のある女性の登用を拡大するために、休暇・休業制度の拡充等の勤務環境や研修制度の整備を推進するなどにより、男女共同参画社会にふさわしい人事制度とする。 | 性による職場の固定化を排する一方、派遣研修などにより女性職員のスキルアップを図り、意欲と能力のある女性職員を適切なポストに配置する施策を推進する。 | 人材育成を図るために各種研修の調査・検討及び研修への積極的な参加を行う。また、自己申告の活用を図りながら、適切なポストへの配置を行う。 | | 各種研修への派遣、自己申告制度を実施した。 | | 人材育成を図るために各種研修の調査・検討及び研修への積極的な参加を行う。また、自己申告の活用を図りながら、適切なポストへの配置を行う。 | |

| 情報化・業務改革を担う人材の育成（奈良市行財政改革実施計画 39頁） | | 所管部 所管課 | 市長公室 人事課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | a 平成20年度の年度計画は方針通り進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | B 実施計画の目的・全体計画はおおむね達成されている。 |
|--|--|---|-------------|---|-------------------------|--|-----------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 事務効率の向上と行政コストの削減を図るため、業務改革及び業務の情報化を担う人材を育成し、各部門の情報技術を使った行政サービスを提供するシステムや内部事務を効率的、安定的、且つ安全に導入、運用出来るシステムを構築する。 | 1. 人材育成計画の検討・策定 2. 人事課研修との調整 3. セキュリティ研修との調整 4. 研修実施・人材育成 | 職員研修計画の見直し、人材育成計画の検討を行い、人材育成のための階層別研修、目的を絞った専門研修、職員研修所等への派遣研修、公募制研修、自主研修に対する助成等を実施する。 | | 公募制研修を5科目行うなど目的を絞った専門研修、各課の要望に基づいた職員研修所等への派遣研修など、研修内容を充実させた。 人材育成アンケートを実施した。 | | 平成20年度に実施した人材育成アンケートの結果を基礎として、人材育成基本方針を作成する。 | |

3 施策の選択と効率よい行政経営

(1) 健全な財政運営の確保

① 中長期的な視野に立った財政運営

| 財政運営指針の作成・実施 (奈良市行財政改革実施計画 40頁) | | 所管部 | 市長公室・総務部 | 平成20年度の計画の進捗度 | b 平成20年度の年度計画はおおむね方針通り進捗した。 | 目的・全体計画の達成度 | C 実施計画の目的・全体計画は半ば達成されている。 |
|---|---|---|----------|--|-----------------------------|---|------------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 財政健全化を目指し、中長期的な財政計画を常時ローリングにより見直ししながら、数値目標を樹立して、全庁的に取り組んでいく。 | 平成16年度に、指数(経常収支比率・公債費比率)による数値目標を設定したが、第3次総合計画後期基本計画における財政見直しによる中期財政5か年計画において171億円の収支不足が明確となったため、行財政改革推進項目を定めて財政運営指針として位置づけた。この指針により、着実な行財政改革を推進するとともに、達成度測定を実施する。 | 社会情勢の変化や新たな事業の展開を踏まえ、平成18年2月に策定した「奈良市第3次総合計画後期基本計画実施計画」の見直しを行うとともに、今後見込まれる収支不足についてその対応策を検討し、平成21年度以降の予算に反映する。 | | 「奈良市第3次総合計画後期基本計画実施計画」における財政見通しの見直しを行い、平成21年度、平成22年度の収支不足額への対応策をまとめた。また、これらの対応策を平成21年度の予算に反映させた。 | | 行財政改革実施計画の見直しを行い、詳細な実施計画を策定し、実施することで、財政見通しの見直しにおいて明らかになっている収支不足を解消する。 | |
| バランスシート等による財政分析 (奈良市行財政改革実施計画 41頁) | | 所管部 | 市長公室 | 平成20年度の計画の進捗度 | b 平成20年度の年度計画はおおむね方針通り進捗した。 | 目的・全体計画の達成度 | B 実施計画の目的・全体計画はおおむね達成されている。 |
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 財政健全化の推進のため、バランスシート・行政コスト計算書・キャッシュフローの作成をもって、財源の有効的な運用を図れるよう分析を進める。 | 平成12年度から、バランスシートの作成を進め、平成15年度から、行政コスト計算書を作成している。平成17年度からキャッシュフローの作成を進める。今後、分析を実施し、公表していく。 | 総務省より公表された「総務省方式改訂モデルに基づく財務書類作成要領」に則って、普通会計及び公営企業、第3セクター等を含めた連結による財務書類4表の作成を行う。 | | 「総務省方式改訂モデルに基づく財務書類作成要領」に則って、普通会計と公営企業、第3セクター等を含めた連結による財務書類4表を作成した。 | | 「総務省方式改訂モデルに基づく財務書類作成要領」に則って、平成20年度決算における普通会計と公営企業、第3セクター等を含めた連結による財務書類4表を作成する。また、「地方公共団体財政健全化法」に則って、平成20年度決算における財政健全化判断比率及び資金不足比率の算出を行う。 | |
| 下水道事業の地方公営企業法適用と使用料水準の適正化の検討 (奈良市行財政改革実施計画 42頁) | | 所管部 | 建設部 | 平成20年度の計画の進捗度 | b 平成20年度の年度計画はおおむね方針通り進捗した。 | 目的・全体計画の達成度 | D 実施計画の目的・全体計画はほとんど達成されていない。 |
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 公営企業法の適用は、経営状況の明確化・地方債制度の企業債適用・資産の有効活用など企業経営に弾力性が期待される。また使用料水準の適正化は、長期的な経営計画を踏まえた健全な事業運営を図るため、平成19年度の改正を進めることとする。 | 公営企業法の適用は、他都市の事例研究から関係機関等との調整などを進め、平成22年度以降での法適用を目標として事務を進める。使用料については、平成19年度関係調整を進め平成20年度新料金の適用・同22年度以降は体系の見直しも実施する。 | 地方公営企業法適用に向け、研究を続けて行い、基本計画策定をめざす。使用料水準の適正化については、改定の検討期間に結論を導き出す。 | | 地方公営企業法適用に向けて具体的に研究を行い基本計画策定を行っている。使用料の改定について県流域下水道負担金の現行期間が平成23年3月までとなっているが、この時期までに検討とする。 | | 公営企業法の適用に向け、浄化センターの固定資産台帳作成業務委託を行う。使用料については、改定に向け、適正な価格算定を行う。 | |
| ごみ処理の有料化 (奈良市行財政改革実施計画 43頁) | | 所管部 | 環境清美部 | 平成20年度の計画の進捗度 | b 平成20年度の年度計画はおおむね方針通り進捗した。 | 目的・全体計画の達成度 | B 実施計画の目的・全体計画はおおむね達成されている。 |
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 廃棄物処理法の第5条の2に基づく国の基本方針において、ごみ処理を有料化することが求められています。排出者負担の原則に基づき、基本的には必要な経費の一部を排出者である市民に求めます。また、ごみの排出量に費用というインセンティブを加えることにより、ごみ減量の効果が期待されます。 | ・清掃業務審議会に諮問・答申 ・有料化方式の決定 ・市民の意見募集 ・条例化 ・有料化の周知徹底 | 清掃業務審議会での審議を経て答申を得た後、環境清美部における管理・業務体制再生との整合性を図りながら、実施に向けて基本方針を策定する。 | | 清掃業務審議会での審議を諮り有料化の実施について答申を得ることができた。 | | 環境清美部における管理・業務体制再生との整合性や経済不況等により市民の家計負担感が増している現状も踏まえながら、有料化の実施について基本方針(案)を策定していく。 | |

| 水道ビジョンに基づいた水道事業の運営基盤の強化（奈良市行財政改革実施計画 44頁） | | 所管部 所管課 | 水道局 経営管理課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | b 平成20年度の年度計画はおおむね方針通り進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | B 実施計画の目的・全体計画はおおむね達成されている。 |
|--|--|--|--------------|---|-----------------------------|--|-----------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 厚生労働省が制定した水道ビジョンの施策を具体化し、効率的な事業運営により将来にわたる安全で安定した給水の確保を図るとともに、市民から信頼される水道をめざす。 | 日本水道協会規格水道事業ガイドラインの業務指標に基づき、現状把握・分析・公表を行い、水道ビジョンの安心・安定・持続・環境などの施策を具体化し、事業計画に反映させる。 | 平成19年度に引き続き、「奈良市水道事業送配水施設整備計画」を策定中である。基本計画の見直しも含め、配水区域の見直し、中小ブロック化、幹線管路の更新・耐震化、管路機能の明確化などを個別計画として策定していく。送配水の管網モデルでシミュレーションを行い、また設置した作業部会でワークショップ等を実施して問題点を明らかにし計画を具体化していく。 | | ワークショップを含めて6回の作業部会を開催し、現状の送配水施設の具体的な課題や問題点の抽出、管網モデルを用いて水圧や残留塩素濃度の状況などのシミュレーションを行った。また、大規模地震時における管路被害や応急復旧日数の想定を行った。 | | 平成19年度から策定中の「奈良市水道事業送配水施設整備計画」を完成する。平成20年度に行った現況管網モデルでのシミュレーションを基に、基本計画の見直しを含め、配水区域の見直し、中小ブロック化、幹線管路の更新・耐震化、管路機能の明確化などを作業部会で検討し、配水ブロック化計画、送水管整備計画、配水管整備計画、配水池（ポンプ所）整備計画など、各個別計画として具体化していく。 | |

② 税収の確保と市債運用の適正化

| 市税等徴収体制の強化（奈良市行財政改革実施計画 45頁） | | 所管部 所管課 | 総務部 納税課・滞納整理課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | c 平成20年度の年度計画は実施方針の半ば程度進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | C 実施計画の目的・全体計画は半ば達成されている。 |
|--|--|---|------------------|---|------------------------------|---|---------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 徴収体制の強化を図り、滞納者に対しては厳正な滞納処分を行うことにより、徴収率の向上と税負担の公平を確保する。 | 滞納の要因を分析し、徴収計画を立て、職員による納税折衝の強化と、年末・年度末に強化月間を設置する。さらに滞納者に対するより厳しい方策や徴収等に関する新たな手法の導入も検討する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・新規滞納者の抑制を図るため電話等による市税催告業務の強化。 ・口座振替の推進。 ・早期納税相談の推進。 ・コンビニエンスストアや郵便局における収納の実施。 ・納税者が納めやすいシステムの構築を図る。 ・納税指導の強化。 ・滞納者に対する資産の差押の強化。 ・差押物件の公売（インターネット公売含む）の実施。 | | <p>【納税課】</p> 新規滞納者の抑制を図るため「納税呼びかけセンター」等による電話催告を休日・夜間と時間帯を変えて実施するとともに、納税者の実情にあった納税相談を行い分割納付の実施を行った。また、個別訪問による納税折衝を行った。納税通知書等に口座振替納付案内書等を同封し、口座振替の推奨に努めた。従来金融機関や自治体窓口に限られていた収納窓口をコンビニや郵便局に拡大したことにより納税者の利便性が図られた。納税者がより納めやすい収納環境整備のための収納手法の検討を行っている。 <p>【滞納整理課】</p> 差押を37件実施した。 不動産 23件 債権 12件 動産 2件 差押物件の公売を10件実施した。 インターネット公売 4件 市単独公売 5件 県下合同公売 1件 | | <p>【納税課】</p> 口座振替の推進。 市税収納窓口拡大のPR等。 <p>【滞納整理課】</p> 納税指導の強化、タックスコンプライアンスの徹底。 差押件数、公売件数の増進。 税外債権の整理推進。 | |

| 受益者負担の適正化（奈良市行財政改革実施計画 46頁） | | 所管部 所管課 | 市長公室 行政経営課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | c 平成20年度の年度計画は実施方針の半ば程度進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | C 実施計画の目的・全体計画は半ば達成されている。 |
|---|--|--|---------------|--|------------------------------|---|---------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 市の事業を継続するため、行政サービスを利用する市民と利用しない市民との間の行政サービスの費用負担の公平性の観点から、使用料・手数料の見直しを図り、かつ、市の事業を継続するために必要な財源を捻出する。 | 財政運営方針に基づき、国・県・民間の同種サービスとの均衡を図るとともに、行政サービスを利用する市民と利用しない市民との公平性の観点から、使用料・手数料の見直しを行う。見直しにあたっては、受益者負担の導入・拡大による政策的な効果・影響を考慮する。 | 使用料等の見直し状況についての調査分析や状況把握に基づき、達成すべき目標・指標等に向けた基本方針を考案する。 | | 行財政改革推進体制受益者負担見直しグループにおいて、中核市や近隣市の状況も併せて現状の調査を行い、見直しについての検討を行った。特に使用料については、使用料設定にあたっての基準作りについて検討を行っている。グループ会議 7回開催 | | 受益者負担見直しグループにおいて検討されていた「使用料設定にあたっての基準」の策定に向けて、グループでの検討内容を精査し基準（案）を作成する。 | |

| 市債残高の削減（奈良市行財政改革実施計画 47頁） | | 所管部 所管課 | 総務部 財政課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | b 平成20年度の年度計画はおおむね方針通り進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | B 実施計画の目的・全体計画はおおむね達成されている。 |
|---|--|--|------------|--|-----------------------------|---|-----------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 市債の借入に際しては、事業の適償性を十分考慮するとともに、発行額の適正化を図り市債残高の削減に努める。 | 事業の実施においては、できる限り国・県等の財源確保を図り、市債の運用においては、事業の適償性を十分検討し、後年度負担を考慮した発行額とするとともに、財源措置のある市債の活用を図る。 | 新市建設計画事業の推進のための財源である合併特例債が増加するとともに、鴻ノ池陸上競技場の改修や土地開発公社経営健全化対策を引き続き推進するため市債を発行するが、投資的経費の抑制を図り、市債残高の削減に努める。 | | 新市建設計画事業や、土地開発公社経営健全化対策のため、市債残高が一時的に増加する見込みであるが、交付税など財源補填の措置に配慮するなど、後年度負担の削減を行った。また、平成19年度に引き続き、公的資金の繰上償還による金利負担の軽減を図る一方、公債費ではないが、都市再生機構の償還金についても繰上償還を行い、後年度負担の軽減を行った。 | | 新市建設計画事業が大幅な進展となることから、市債残高については増加するが、通常事業において、適償性検討するなどし、抑制を図る。 | |

| 広告事業等による新たな収入源の確保（奈良市行財政改革実施計画 48頁） | | 所管部 市長公室 | 所管課 行政経営課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | c 平成20年度の年度計画は実施方針の半ば程度進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | C 実施計画の目的・全体計画は半ば達成されている。 |
|---|--|--|--------------|--|------------------------------|--|---------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 行財政改革に伴う市民の負担増を極力抑えるため、新たな収入源を検討し、確保する。 | 市の発行物等への広告掲載基準を定め、市民の理解が得られる範囲で積極的に広告掲載を実施する。また、市の施設へのネーミングライツの導入、庁舎内空きスペースの有償貸与その他可能な限りの収入源の確保策を検討し、実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> 平成19年度までに広告掲載を実施した媒体については、継続して広告を掲載する。 平成19年度に「広告事業推進グループ」が抽出した広告媒体候補22種のうち、広告未掲載の15種について、広告掲載に向けて作業を進める。 広告事業のPRのため、これまでに広告を掲載した媒体を一覧化して市ホームページに掲載する。 | | <ul style="list-style-type: none"> 平成19年度に引き続き広告掲載したもの 7媒体 平成20年度から広告掲載を開始したもの 9媒体（うち4媒体は、「広告事業推進グループ」が抽出した広告媒体候補のうち、平成19年度末時点で広告未掲載もしくは実施スケジュール未定のもの。） 市ホームページにコンテンツ「奈良市広告事業のこれまでの実績」を公開(平成20年10月～)した。 | | これまでの広告事業についての取り組み状況を取りまとめてホームページ等に掲載することで、広告主が応募しやすい環境整備を行う。また、ネーミングライツについて情報収集を行い実施に向けて検討するほか、TVモニター広告についても検討する。 | |

③ 経費の節減・合理化

| 予算編成方式の改革（奈良市行財政改革実施計画 49頁） | | 所管部 総務部 | 所管課 財政課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | b 平成20年度の年度計画はおおむね方針通り進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | C 実施計画の目的・全体計画は半ば達成されている。 |
|--|---|---|------------|--|-----------------------------|--|---------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 全庁的に行財政改革(財政健全化)を進めるという意識の下、各部門において限られた財源の中で施策の選択を行うという観点から、一定の経費について、各部へ大枠で予算を配分する方式について検討する。ただし、平成19～22年度は収支不足が見込まれるため、「選択と集中」による事務事業の再編整理に基づいた予算編成を進める。 | 枠配分方式については、平成23年度の実施を目指して検討を進めることとし、事務事業の再編整理による予算編成については、平成18年度の仕分け分類に基づき平成19年度以降の実行を目指すものとする。 | 行財政改革推進に関する建議に基づき、引き続き事務事業の精査をふまえ、これに基づく予算編成を進める。 | | 平成21年度予算編成において、施策の「選択と集中」による予算の重点配分を念頭におき、事務事業の精査を積極的に行った。また、経常経費においては、平成19年度と同様に一部枠予算を定め編成を行った。 | | 本市予算の収支不足を解消するため、予算編成事務において、枠配分の範囲の設定やシーリング率を検討し、行財政改革との連携・整合性を図る。 | |

(2) 事務効率の向上と行政コストの縮減

① 行財政運営の効率化・迅速化

| 総合的な文書管理システムの導入（奈良市行財政改革実施計画 50頁） | | 所管部 総務部 | 所管課 文書法制課・情報政策課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | d 平成20年度の年度計画はほとんど進捗しなかった。 | 目的・全体計画 の達成度 | D 実施計画の目的・全体計画はほとんど達成されていない。 |
|---|--|--|--------------------|--|----------------------------|---|------------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 電子文書により一貫して管理する総合的な文書管理システムを導入し、内部管理業務の電子化により業務効率を向上させ、行財政運営の効率化・迅速化の基盤を整備する。 | 文書の收受から起案、決裁、施行、保存・廃棄に至る文書事務処理を電子化した総合的な文書管理システムを導入し、事務処理の効率化を図る。なお、国、地方公共団体間の迅速な文書交換を実現した総合行政ネットワーク及び情報公開との連携を図る。また、これに要するパソコンについても逐次増設を図る。 | 平成19年度に本計画の一定の見直しを行い、システム導入の順位を財務会計、人事、文書管理としたため、先行システムの状況により諸課題の検討を進める。 | | 今の段階としては、総合的な管理システムは停滞している状態が続いていますが市の財政状況と新システムの導入状況を鑑みながら検討を進めていくこととした。 (注) 新システムとは、平成19年度に導入することとして検討した本市における新しい財務会計、人事、文書管理システムのことをいい、同システムの導入順位を財務会計、人事、文書管理とした。 | | 平成21年度に新しい財務会計、人事、文書管理システム（以下「新システム」という。）の先順位である財務会計の導入が予算化されなかったため、今後も財政状況と当該システム導入の動向を見守りながら検討を進める。 | |

| 一人一台パソコンの整備（奈良市行財政改革実施計画 51頁） | | 所管部 総務部 | 所管課 情報政策課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | b 平成20年度の年度計画はおおむね方針通り進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | D 実施計画の目的・全体計画はほとんど達成されていない。 |
|--|--|---|--------------|---|-----------------------------|---|------------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 電子申請・届出等インターネットを活用した各種行政サービスの向上や、文書管理・電子決裁システム等による庁内の意思決定の迅速化・ペーパーレス化のため、一人一台パソコンの整備を図る。 | 電子政府・電子自治体による新しい行政サービスの推進等のインフラ整備のひとつとして「一人一台パソコンの整備」を進めており、平成16年度までに303台の整備を行った。今後、必要な部署への段階的な整備を進める。 | 平成20年度も、配備計画どおりの予算確保は出来なかったが、機構改革による増設、電子申請用等での増設、その他情報系パソコンの計画配備を行うとともに、当初配備したパソコンのリプレースを行う。 | | 平成20年度は、 1. パソコンの配備計画については、111台 2. リプレース分 130台 3. 機構整備に係る増設分 19台 平成20年度は、配備台数が、260台となり予算額に対しては、ほぼ達成できた。 | | 平成21年度は、昨年配備計画の見直しを行い基幹系及び情報系並びに備品パソコンを含めた一人一台パソコンの取り組みを行い、一人一台パソコンの整備実現を目指します。 | |

| 経理事務の合理化（奈良市行財政改革実施計画 52頁） | | 所管部 所管課 | 会計課 会計課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | c 平成20年度の年度計画は実施方針の半ば程度進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | D 実施計画の目的・全体計画はほとんど達成されていない。 |
|----------------------------|---|---|------------|--|------------------------------|--|------------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 会計事務の合理化、効率化を図る。 | 地方自治法施行令の一部(財務会計制度等)改正に伴い、出納事務の見直しを行い、規則の整備及び事務処理の合理化、効率化を図る。 | 新財務会計システム導入に向けての具体的検討 ①システム機能要件 ②費用対効果 ③開発体制及び費用概算 新財務会計システム導入計画書作成(予算要求) 新財務会計システム詳細設計及び調達仕様書作成 | | 4月に「奈良市新財務会計システム導入検討会議」を開催してシステム範囲の検討及び今後のスケジュールを確認、5月～9月にかけて各システムの機能別検討会議を関係各課とともに7回実施、8月に導入先進都市2市の視察を行う。新財務会計システムの導入に関する報告書及び導入計画書を作成し、導入済み中核市から仕様書等を取り寄せている中、平成22年度本稼働に向け予算要求を行う。 | | 新財務会計システムに関しては、平成21年度から策定予定の「情報化推進基本計画」により、関係各課とともに市役所内部で情報の連携が可能となるシステムの導入方針等を検討する。 また、現在システム化していない備品台帳の記録管理及び常用物品の交付請求について、データを紙媒体から電子化することにより事務処理の合理化を図るとともに、新財務会計システムへの円滑な移行のため、備品データの整理及び諸規程の見直しを行う。 | |

| 消防局職員・環境清美部職員被服貸与事務に点数制導入（奈良市行財政改革実施計画 53頁） | | 所管部 所管課 | 消防局・環境清美部 総務課・企画総務課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | a 平成20年度の年度計画は方針通り進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | A 実施計画の目的・全体計画は達成されている。 |
|---|---|---|------------------------|--|-------------------------|--|-------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 消防局職員・環境清美部職員の被服貸与については、点数制により与えられた点数で職員が必要品目を申告し、貸与を受ける制度を導入することによって、個々の必要性に応じた被服の更新を図る。 | ・消防局職員の被服貸与については、継続して実施していくが、5年を目途に職員の持点数等を見直す。 ・環境清美部職員については、実施後、適宜貸与の内容を見直す。 | 【消防局】 4月 全職員に対し、点数を配点し更新希望被服等の調査集計 5月 更新被服等の入札 8月 活動服・救急服及び夏制服等納品 9月 冬制服・防寒衣等納品 【環境清美部】 4月 環境清美部の全職員に被服貸与点数を配点し、希望被服等の調査 5月 環境清美部の全職員の被服貸与点数集計し、入札 6月 夏物貸与被服等納品 9月 冬物貸与被服納品 10月 防寒貸与被服納品 | | 【消防局】 4月 全職員に対し、点数を配点し更新希望被服等の調査集計(実施) 5月 更新被服等の入札(執行) 8月 活動服・救急服及び夏制服等納品(更新完了) 9月 冬制服・防寒衣等納品(更新完了) 【環境清美部】 環境清美部の全職員に対し、持点数の範囲内で被服貸与点数制を実施した。 | | 【消防局】 4月 全職員に対し、点数を配点し更新希望被服等の調査集計 6月 更新被服等の入札 8月 活動服・救急服及び夏制服等納品 9月 冬制服・防寒衣等納品 【環境清美部】 4月 環境清美部の全職員に被服貸与点数を配点し、希望被服等の調査 5月 環境清美部の全職員の被服貸与点数集計し、入札 6月 夏物貸与被服等納品 9月 冬物貸与被服納品 10月 防寒貸与被服納品 | |

| ごみ収集体系等の見直し（奈良市行財政改革実施計画 54頁） | | 所管部 所管課 | 環境清美部 企画総務課・業務改善課・収集課・まち美化推進課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | e 平成20年度の年度計画は全く進捗しなかった。 | 目的・全体計画 の達成度 | E 実施計画の目的・全体計画は全く達成されていない。 |
|-----------------------------------|---|--|----------------------------------|---|--------------------------|--|----------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 市民サービスの向上と効率的な収集を行うため収集開始時間を変更する。 | 通勤ラッシュ時を避けることで、収集業務の効率化を図り、市民のごみ排出を容易にすることでサービスの向上を図る。現在の収集開始時間から1時間遅らせ、午前8時30分からとする。 | 業務改善課と協同し部内各課の考え方をまとめ、市民のコンセンサスを得られる方法を検討・調整 | | 業務改善課と協同し部内各課の考え方をまとめ、市民のコンセンサスを得られる方法を検討・調整した。 | | 業務改善課と協同し部内各課の考え方をまとめ、市民のコンセンサスを得られる方法を検討・調整 | |

| 大型ごみ電話受付処理システムの導入（奈良市行財政改革実施計画 55頁） | | 所管部 所管課 | 環境清美部 企画総務課・業務改善課・まち美化推進課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | d 平成20年度の年度計画はほとんど進捗しなかった。 | 目的・全体計画 の達成度 | D 実施計画の目的・全体計画はほとんど達成されていない。 |
|--|--|--|------------------------------|--|----------------------------|----------------------------|------------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 大型ごみ電話申込の増大に対応するため、電話受付処理システムを導入し、迅速な事務処理及び電話受付混雑の解消を行う。また、将来大型ごみの有料化に伴う事務処理の複雑化に対応し、事務効率を向上させる。 | 大型ごみ受付事務処理を電算化した電話受付処理システムを導入し、事務処理の効率化及び電話受付混雑の解消を図る。 | 業務改善課と協同し部内各課の考え方をまとめ、市民のコンセンサスを得られる方法を検討・調整 | | 業務改善課と協同し部内各課の考え方をまとめ、市民へのより良いサービスを得られる方法を検討・調整した。 | | 平成21年度に大型ごみ電話受付処理システムの導入予定 | |

② 民間活力の導入

| 民間委託及び民営化の推進（奈良市行財政改革実施計画 56頁） | | 所管部 市長公室 | 所管課 行政経営課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | c 平成20年度の年度計画は実施方針の半ば程度進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | C 実施計画の目的・全体計画は半ば達成されている。 |
|---|---|---|--------------|--|------------------------------|---|---------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 事務事業・業務を外部化し行財政改革を推進するため、別途定める「職員採用計画」と整合性を図りながら、専門的な知識等をもつ民間の能力を活用し市民サービスの向上を図る。 | 「民間委託及び民営化の推進に関する基本方針」に基づき、民間からの提案も参考にしながら、対象事業について関係機関との調整を図り、業務の外部化を順次実施する。また、実施後の効果についても検証する。この民間委託等の進捗に合わせて、定員適正化計画(180人削減)に加えてさらに平成22年度までに100人の職員削減を目標とする。 | 職員削減に対応する事業の仕分けを進めるなかで、民間委託化・民営化等の手法を積極的に取り入れていく。また、他市の民間委託化等の事例について、奈良市における導入の可否を検討する。 | | 職員削減の観点から、また、事業手法の検討のなかで、現事業の民間委託化・民営化を検討し、夏季討論会を経て民間委託化等の事業の抽出を行った。実施可能なものについて平成21年度から民間委託化を実施した。 | | 平成18年度から20年度までに実施された事務事業の見直しにおいて各課において民間委託及び民営化を検討するとされた事業の点検をおこない、民間委託及び民営化の促進を阻む問題点の整理を行う。また、職員の職種変更等の可否の検討も行う。 | |

| 指定管理者制度の導入（奈良市行財政改革実施計画 57頁） | | 所管部 市長公室 | 所管課 行政経営課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | c 平成20年度の年度計画は実施方針の半ば程度進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | B 実施計画の目的・全体計画はおおむね達成されている。 |
|---|--|--|--------------|---|------------------------------|---|-----------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 公の施設の管理について、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するためには、民間事業者の有するノウハウを広く活用することが有効であるという考え方に基づき指定管理者制度を導入する。 | 平成18年度から、従来から管理委託していた公の施設において導入する。今後公募による指定管理者の選定を増やしていく。図書館等の直営の施設についても指定管理者制度の導入を検討する。 | 「公の施設における指定管理者制度に関する基本方針」に基づき、 ・平成21年度に指定管理者制度を導入する施設 ・平成20年度末に指定の期間が満了となる36施設のうち、指定管理者制度を継続する施設 について指定管理者の指定の手続を行う。 指定管理者による管理運営が一層効果的・効率的なものとなるようモニタリングの充実及び指定管理者に対する適正な評価を行う。 | | 平成21年度に指定管理者制度を導入する3施設及び平成20年度末に指定の期間が満了となる12施設について、指定管理者の指定の手続を行った。 「指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針」を策定。これに基づき、平成19年度の管理運営に対する指定管理者評価を試行し、その結果の概要を市のホームページで公開した。 | | 「公の施設における指定管理者制度に関する基本方針」に基づき、 ・平成22年度に指定管理者制度を導入する施設 ・平成21年度末に指定の期間が満了となる43施設のうち、指定管理者制度を継続する施設 について指定管理者の指定の手続を行う。 また、全国的に比較しても低い公募率を上げるための検討を行い、モニタリングについては、指定管理者による管理運営が一層効果的・効率的なものとなるよう充実させる。 | |

| 公立保育園民営化計画の策定と実施（奈良市行財政改革実施計画 58頁） | | 所管部 保健福祉部 | 所管課 保育課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | c 平成20年度の年度計画は実施方針の半ば程度進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | C 実施計画の目的・全体計画は半ば達成されている。 |
|--|--|--|------------|--|------------------------------|--|---------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 民間の活力を導入し、公立保育園の民営化を行うことで、急速な少子化対策の中での保護者の就労保障と子育て支援を行い、多様化する保育ニーズに対応し、併せて公立保育園の人員の効率的な配置に資することを目的とする。 | 公立保育園の民営化に向けた基本方針と計画を策定し、計画に沿って民営化を段階的に推進する。 | 平成19年度に5回開催した奈良市保育所運営検討委員会の討議内容の集約を行い、平成20年度に3回の同委員会を開催、討議を行い、公立保育園の民営化に向けた基本方針及び基本計画の決定を行う。 | | 平成19年度に開催した5回の保育所運営検討委員会における討議内容を踏まえ、平成20年度においては、今後の委員会での検討の参考に資する意味で民営化された保育所関係者2名を招致し生のご意見を聞き意見交換を行うなど、2回の検討委員会を開催した。現在、これまでに各委員から出された意見の集約を行い、平成21年度に検討委員会からの提言をいただけるよう、一部の委員により意見の「中間まとめ」(案)の精査をお願いしているところである。 | | 平成21年度はこれまでの委員会における各委員から出された意見の中間まとめを経て、民営化に向けた提言をいただき基本方針及び基本計画の策定についての検討を行う。 | |

| 民間資金等活用事業(PFI)の導入検討（奈良市行財政改革実施計画 59頁） | | 所管部 企画部 | 所管課 企画政策課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | d 平成20年度の年度計画はほとんど進捗しなかった。 | 目的・全体計画 の達成度 | C 実施計画の目的・全体計画は半ば達成されている。 |
|---|--|---|--------------|-------------------|----------------------------|--|---------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 厳しい財政状況において、多様化する市民のニーズに応えていくための有効な手段の一つとして、公共施設の設計・建設・維持管理・運営の各段階において民間の資金、経営能力、技術的能力を活用するPFIの導入を検討する。 | 奈良市PFI基本指針(ガイドライン)を策定し、個別具体的事案が発生した場合に遅滞なく対応できる体制を整える。 | 平成18年5月策定した「奈良市PFI等ガイドライン」に基づき、新規施設の建設や既存施設の更新にあたっては、PFI手法の導入について検討を促す。 | | 新規に導入予定施設はない。 | | 新規施設の建設や既存施設の更新にあたっては、指定管理者制度・民営化といった他の手法とも比較検討しながら、PFIの導入を検討する。 | |

| 大学と連携したまちづくり（奈良市行財政改革実施計画 60頁） | | 所管部 所管課 | 企画部 企画政策課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | a 平成20年度の年度計画は方針通り進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | B 実施計画の目的・全体計画はおおむね達成されている。 |
|---|--|--|--------------|--|-------------------------|--|-----------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 地域の活性化と住みよいまちづくりに資するため、行政と大学とが長期にわたり情報交換、協議、調査・研究を連携して行う。 | 市内及び周辺に所在する大学と将来にわたる真のパートナーシップの確立を図りながら、大学での調査・研究等の成果を地域社会へ還元し、地域がより活性化し、発展するよう連携して取り組む。 | 奈良佐保短期大学と連携し、協定に基づきキャンパス内のピオトープや農園を活用した地域貢献事業を実施する。 奈良県立大学と連携し、協定に基づく地域貢献事業を実施する。 | | 佛教大学と学校教育活動支援事業や効果的な教育相談活動の調査研究事業等について連携協力を図るため、7月23日に協定を締結した。 奈良佐保短期大学の校庭を、「夢の丘キャンパス・自然広場」としてピオトープなどの整備を行い、平成20年12月8日から市民に開放した。 奈良県立大学に新奈良ブランド開発計画にそった「柳生」ブランド発信のため、「柳生の里」魅力調査・分析を委託した。 | | ・「奈良市学校教育活動支援（スクールサポート事業）」等、以前から実施している大学連携事業については、継続して実施する。 ・その他の事業についても、大学の持つ知識・技術を活用するよう努め、大学と市の双方にとって有益となるよう連携して事業に取り組む。 | |

③ 公共工事コストの見直し

| 公共工事コスト縮減の実施（奈良市行財政改革実施計画 61頁） | | 所管部 所管課 | 建設部 技術管理課 他 | 平成20年度の 計画の進捗度 | b 平成20年度の年度計画はおおむね方針通り進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | B 実施計画の目的・全体計画はおおむね達成されている。 |
|--------------------------------|--|--|----------------|--|-----------------------------|---|-----------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 公共工事コストを縮減する。 | 公共工事を発注する関係課により公共工事コスト縮減検討委員会やワーキンググループを設置し、奈良県の公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画（平成13年3月策定、平成13年度～20年度）や、国の公共事業コスト構造改革プログラム（平成15年9月18日策定）を参考に、奈良市の公共工事コスト縮減対策を見直す。 | 「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」及び「同計画の実施計画」に基づき実施してきたコスト縮減について、平成20年度も引き続き取り組み、関係各事業課からの報告を集計するとともに、コスト縮減連絡会議において、報告・検証等を行い、コスト縮減の充実に努める。 | | 「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」及び「同計画の実施計画」に基づき関係事業課でコスト縮減に取り組んでいる。コスト縮減成果をコスト縮減連絡会議において報告・検証等を行うと共に実施状況を把握し、連絡会議作業部会において具体的施策の調査・研究を行った。 | | 「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」及び「同計画の実施計画」に基づき実施してきたコスト縮減について、平成21年度も引き続き取り組み、関係各事業課からの報告を集計すると共に、コスト縮減連絡会議において、報告・検証等を行い、コスト縮減の充実に努める。 | |

④ 新たな入札・契約方式の導入

| 入札制度の手続の合理化（奈良市行財政改革実施計画 62頁） | | 所管部 所管課 | 総務部 監理課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | a 平成20年度の年度計画は方針通り進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | A 実施計画の目的・全体計画は達成されている。 |
|--|--|--|------------|--|-------------------------|---------------------------------|-------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 情報化の進展などにより、電子入札などの新たな入札・契約制度の導入の検討や諸手続の合理化、簡素化を進める。 | これまで改善してきた入札・契約制度の一層の定着、推進を図りながら、新たな入札・契約方式の導入と諸手続の合理化を推進する。 | 建設工事における、建築一式工事及び土木一式工事でのAに格付けされている業者及びBに格付けされている業者に発注する工事の入札に電子入札システムを導入する。 | | 建設工事の土木・建築の業種でAランク・Bランクに格付けされている業者を対象とした入札において、電子入札を本格的に実施した。更に市内営業所がある大手建設業者（ゼネコン）を対象とした入札においても電子入札を実施した。 | | 電子入札システムに対応できそうな各業種を目標に拡大を検討する。 | |

(3) 事務事業の整理・合理化

① 事務事業の見直し

| 事務事業の見直し（奈良市行財政改革実施計画 63頁） | | 所管部 市長公室・総務部 | 平成20年度の 計画の進捗度 | b 平成20年度の年度計画はおおむね方針通り進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | C 実施計画の目的・全体計画は半ば達成されている。 |
|---|--|---|---|-----------------------------|---|---------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 所管課 行政経営課・財政課 | 平成20年度の実施方針 | | 平成21年度の実施方針 | |
| <p>現行の事務事業（約1,500）については、これまでのマイナスシーリングによる画一的な見直しは限界であり、一件ごとの事業評価に基づく精査を進める。</p> | <p>事業の仕分け（廃止・休止・縮小・継続・民間委託化・民営化）の考え方を徹底し、「選択と集中」による業務の重点化を目指し、継続的に進める。 見直しにあたっては、行政評価システムの活用や各事業の終期設定の可否の判断も行うこととする。</p> | <p>事業の優先順位及び職員削減の観点から、廃止・縮小・民間委託化・民営化等の事業の仕分け・手法の検討を行う。</p> | <p>事業の優先順位及び職員削減の観点から、廃止・縮小・民間委託化・民営化等の事業の仕分け・手法の検討を行い、夏季討論会を経て事業の見直しを行った。これらの結果を平成21年度予算に反映した。</p> | | <p>平成18年度から20年度までの事務事業の見直しにおける各課の見直し案を精査し、未実施となっている事業について問題点等を検討し見直しの推進を図る。</p> | |

| 同和行政の見直し（奈良市行財政改革実施計画 64頁） | | 所管部 市民活動部 | 平成20年度の 計画の進捗度 | b 平成20年度の年度計画はおおむね方針通り進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | C 実施計画の目的・全体計画は半ば達成されている。 |
|--|--|---|---|-----------------------------|--|---------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 所管課 人権施策課 | 平成20年度の実施方針 | | 平成21年度の実施方針 | |
| <p>同和対策のための特別法失効後の状況を踏まえ、市の同和行政を真に人権行政にするため、同和行政における市行政の基本的姿勢を改めて確立する。</p> | <p>「奈良市の同和行政を真に人権行政にするための検討委員会」の提言を受けて、市としての基本方針を示すことにより、関係団体との協議体制や内容、同和地区への特別施策等について抜本的な見直しを進めることにより、継続すべきものは一般施策へ移行することとし、広く市民全体を対象として実施していく。</p> | <p>（基本方針の策定と各施設のあり方・位置づけ） 「奈良市人権文化センター等のあり方に関する検討委員会」の提言を受けて、平成20年夏を目途に市としての基本方針を示し、人権文化センター、児童館、共同浴場及び自動車駐車場等、地区内施設の今後のあり方について方向づけをしていく。その中で現在人権施策課が所管している各施設について、一般施策として本来の所管にすべく、関係各課への所管換えを進めていく。</p> | <p>提言の具体化に向けて（基本方針）を平成20年8月7日に示した。関係課はこの基本方針に沿ったものに方向づけするため各々の施設等についてその見直しを進めているところである。具体的には人権文化センターについては平成20年度より人権啓発課に所属替えし、今後の位置づけや、そのあり方について検討を進めているところである。また他の施設や未利用地についても所管換えのための協議を進めているところである。またこれに関連して、共同浴場の運営に係る経費負担の見直しを図るべく、水道料金について新年度から地元負担をお願いすることで見直しを図った。</p> | | <p>共同浴場及び自動車駐車場の運営のあり方について、地元自治会と協議をしながら、本来の指定管理者制度に基づく運営ができるように、地元の理解を求めながら管理面の見直しや奈良市の経費負担の軽減に努めていく。また、所管替えについても多くの課題はあるが、可能なものから検討していく。</p> | |

② 補助金の見直し

| 補助金の整理合理化（奈良市行財政改革実施計画 65頁） | | 所管部 総務部・市長公室 | 平成20年度の 計画の進捗度 | b 平成20年度の年度計画はおおむね方針通り進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | C 実施計画の目的・全体計画は半ば達成されている。 |
|--|---|---|--|-----------------------------|--|---------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 所管課 財政課・行政経営課 | 平成20年度の実施方針 | | 平成21年度の実施方針 | |
| <p>補助金については、行政効果やその補助金制度創設時の社会的背景と、現状との比較分析を行い、整理見直しを図る。</p> | <p>平成16年度当初予算での約300件の補助金について、行政評価システムにおける分析を進めるとともに、包括外部監査の結果に基づく見直しを進める。また、各所管課において「目的規則」の意義を持つ要綱の整備を行う。</p> | <p>「補助金交付チェックシート」による自己診断及び「補助金の交付及び執行に関する要領」に基づき、補助金の適正な交付及び執行に努める。また、平成21年度予算要求も同要領に基づき行う。</p> | <p>「補助金交付チェックシート」による自己診断に基づく「補助金の交付及び執行に関する要領」に基づき、補助金の見直しを行い、少額の団体運営補助金の廃止等の改善を行った。 また、その見直しにより、21年度予算編成において廃止あるいは削減を行った。</p> | | <p>平成20年度に引き続き「補助金交付チェックシート」による自己診断及び「補助金の交付及び執行に関する要領」に基づき、補助金の適正な交付及び執行に努める。</p> | |

(4) 投資的事業の重点化

① 既定事業の見直し

| 事業箇所数等の精査による中長期計画の策定（奈良市行財政改革実施計画 66頁） | | 所管部 建設部 | 平成20年度の 計画の進捗度 | 目的・全体計画 の達成度 |
|---|---|--|---|---|
| | | 所管課 道路建設課・街路課 | b 平成20年度の年度計画はおおむね方針通り進捗した。 | B 実施計画の目的・全体計画はおおむね達成されている。 |
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | 平成20年度の進捗状況 | 平成21年度の実施方針 |
| 道路・街路事業等の計画路線に優先順位を設定し、住民への説明責任を果たせる形で着実に完成路線化できる計画を策定する。 | 路線等の精査を主要路線から段階的に検討し、その後中長期計画の策定をもって事業を進める。また、毎年度見直しにより実情に即した計画を設定する。 | 平成20年度道路新設及び改良工事は、50路線あるが、年度末に向け路線精査を早期に進め事業の進捗を図る。また、街路事業については、計画的な路線精査をさらに進め中長期計画のもとに事業を進める。 | <p>【道路事業】 道路新設・改良工事は、早期竣工を目指し事業を進めた。平城大橋耐震化工事については予定通りに竣工した。</p> <p>【街路事業】 10路線中、三条線(三条工区)・三条線(上三条工区)・大和中央道(敷島工区)・大宮三条本町線・二条線・平城学園前線の6路線について、用地買収をおこなった。平城学園前線について、工事に着手した。</p> | <p>【道路事業】 平成21年度道路新設及び改良工事は58路線あるが、年度末に向け路線精査を早期に進め事業の進捗を図る。</p> <p>【街路事業】 重要路線である三条線(三条工区・上三条工区)・大和中央道(敷島工区)に重点を置いて用地買収の進捗を図る。三条線(三条工区)・三条線(上三条工区)・大宮三条本町線・三条菅原線・奥柳登美ヶ丘線について工事に着手する。平城学園前線については平成20年度に引き続き工事を実施する。これまでの10路線に加えて新規路線として中登美ヶ丘鹿畑線を平成21年度に、(仮)西の京駅前線を平成22年度にそれぞれ事業認可を受ける予定で準備を進めていく。</p> |

| 集合処理方式から個別処理方式への一部転換（奈良市行財政改革実施計画 67頁） | | 所管部 建設部 | 平成20年度の 計画の進捗度 | 目的・全体計画 の達成度 |
|---|---|---------------|---|-----------------------------|
| | | 所管課 下水道建設課 | b 平成20年度の年度計画はおおむね方針通り進捗した。 | B 実施計画の目的・全体計画はおおむね達成されている。 |
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | 平成20年度の進捗状況 | 平成21年度の実施方針 |
| 平成13年4月1日浄化槽法の一部改正により、個別処理(浄化槽)でも対応できるため、集合処理から個別処理に一部切り替えること(併用)によって、事業費の大幅な縮減、整備期間の短縮、効率化を図る。 | 集合処理(農業集落排水事業)戸数500戸を個別処理(浄化槽設置整備事業)へ転換することによって、事業費の大幅な軽減が図られる。 着手時期 平成15年度 終了予定時期 平成27年度 | 浄化槽設置整備助成 54基 | <p>浄化槽設置整備助成(計画2,120基)47基設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東部地域(計画基数500基 集合処理から個別処理に転換)19基設置 ・都祁地域(計画基数1,600基)28基設置 ・月ヶ瀬地域(計画基数20基) | 浄化槽設置整備助成 43基 |

② 新規事業の検討

| 施設建設の事前調整の強化（奈良市行財政改革実施計画 68頁） | | 所管部 企画部 | 平成20年度の 計画の進捗度 | 目的・全体計画 の達成度 |
|---|---|--|--|---|
| | | 所管課 企画政策課 | c 平成20年度の年度計画は実施方針の半ば程度進捗した。 | C 実施計画の目的・全体計画は半ば達成されている。 |
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | 平成20年度の進捗状況 | 平成21年度の実施方針 |
| 施設等の建設計画に際しては、運営コスト・スクラップアンドビルド・施設複合化等の多岐な検討をもって決定する。 | 新規建設計画の樹立にあたっては、後年度の運営コスト等に十分配慮し、関係部署の事前調整をもって決定する。 | 平成20年度において、奈良市第3次総合計画後期基本計画の見直しを予定しており、関係課と協議の上、実施計画内で着手もしくは完成する施設を決定する。 | 「奈良市第3次総合計画後期基本計画実施計画」の進捗状況及び今後の事業計画額について、各課に照会し、今後の財政見通しの見直しを行った。 | 「奈良市第3次総合計画後期基本計画実施計画」の進捗状況及び今後の「奈良市第4次総合計画」策定の中で見直しを図っていく。 |

(5) 公共施設の効果・効率的な配置と運営

① 公共施設の見直し

| 公共施設の見直しの実施（奈良市行財政改革実施計画 69頁） | | 所管部 市長公室 | 平成20年度の 計画の進捗度 | 目的・全体計画 の達成度 |
|--|---|---|----------------------------|---|
| | | 所管課 行政経営課 | d 平成20年度の年度計画はほとんど進捗しなかった。 | D 実施計画の目的・全体計画はほとんど達成されていない。 |
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成21年度の実施方針 |
| 公共施設については、利用者のニーズや利用状況を的確に把握し、社会情勢の変化などにより市民ニーズの無くなった施設は閉鎖するなど、施設配置の抜本的見直しを図る。 | 公共施設について、存在意義、コストと成果、利用状況、類似施設との役割分担等の観点からその必要性を精査し、施設の廃止や譲渡（NPO等民間団体への無償譲渡を含む。）を含めた抜本的な見直しを行う。 | 公共施設の利用状況等を調査し、その必要性や費用対効果、類似施設の状況等を勘案しながら、施設の廃止・統合について、さらに検討する。平成19年度の検討において廃止等とされた施設については、その実施時期等具体的な調整を図る。 | | 市有財産活用グループにおいて、施設の廃止・統合について所管課の意見も踏まえながら検討を行うとともに、事務事業の見直しの中で施設の廃止も検討し、一部施設について廃止とした。 |
| 市有財産検討グループ案を基に、平成22年10月竣工予定の保健所複合施設建設を含めた、総合的な公共施設の見直しを検討する。 | | | | |

| 公共施設の管理運営方法の改善（奈良市行財政改革実施計画 70頁） | | 所管部 市長公室 | 平成20年度の 計画の進捗度 | 目的・全体計画 の達成度 |
|--|---|---|------------------------------|--|
| | | 所管課 行政経営課 | c 平成20年度の年度計画は実施方針の半ば程度進捗した。 | C 実施計画の目的・全体計画は半ば達成されている。 |
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成21年度の実施方針 |
| 公共施設の管理運営方法の抜本的な見直しを行い、管理コストの削減を図る。 | 公共施設の運営については、利用者の側に立った弾力的な対応を行うとともに、効率的な管理運営を行い管理コストの削減を図る。 | 直営・指定管理者制度にかかわらず、公の施設については現在の管理運営のあり方を点検し、必要な見直しを行うとともに、指定管理者制度を導入・継続する施設については指定管理者の指定の手続における公募の実施の拡大を図る。施設運営に係る職員の適正配置についても検討する。 | | 施設管理コストの削減については、所管課における事務事業の見直しの見直しの中で検討し、削減を図った。民間委託化等については、青少年野外活動センターについて直営から公募による指定管理者制度に変更し、平成21年度より実施する。 |
| 市の出資する外郭団体を指定管理者制度により効果的に対応できる団体とするための統廃合を検討することに伴い、公共施設の指定管理の公募化を促進する。また、直営施設についても、民間との協働による施設の運営を検討し管理コストの削減を図る。 | | | | |

② 学校教育施設の適正配置

| 小・中学校及び幼稚園の適正配置（奈良市行財政改革実施計画 71頁） | | 所管部 教育総務部・学校教育部 | 平成20年度の 計画の進捗度 | 目的・全体計画 の達成度 |
|---|---|--|-----------------------------|--|
| | | 所管課 教育総務課・教育企画課・学校教育課・学務課 | b 平成20年度の年度計画はおおむね方針通り進捗した。 | C 実施計画の目的・全体計画は半ば達成されている。 |
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成21年度の実施方針 |
| 少子化により、幼児児童生徒数が激減している地域と住宅開発に伴い急増している地域が偏在している現状から、教育的効果があがる幼児児童生徒数を維持するために学級規模・学校規模の適正化を図る。 | 奈良市立小・中学校および幼稚園の適正配置（統廃合・校区の見直し等）について調査・検討を行い、統廃合可能な施設について実施していく。統廃合により不要となった教育施設については、他の公共施設への転用、地元や民間による活用等を図る。 | 「中学校区別実施計画(案)」の「前期」に計画されている適正化対象地域において、保護者や地域、関係学校・園の代表者で組織する「推進協議会」を設置していただき、「地域別実施計画(案)」について十分協議し、学校・園の適正化（統合・再編や幼小連携教育、認定こども園など）を進める。 | | 実施計画のうち「前期」に適正化を計画している地域において、順次「推進協議会」を設置し、保護者・地域住民・学校関係者等と適正化計画について協議を行った。 ・富雄南地域(4回)・右京地域(4回)・鳥見地域(2回) ・柳生地区(2回)・狭川地区(2回)・東里地区(2回) ・大柳生地区(2回) ・相和校区〔狭川・東里地区の合同〕(2回) ・精華地域(1回)・佐保台地域(2回) |
| 適正化実施計画(前期)推進のため、対象地域における「協議会」と引き続き協議し、早期実現を図る。また、「協議会」が未設置の6地域(左京・佐紀・都跡・鼓阪北・鼓阪・帯解)については、早急に設置するよう調整し、適正化実現に向け協議する。 | | | | |

| 幼保一体化（奈良市行財政改革実施計画 72頁） | | 所管部 教育総務部・学校教育部・保健福祉部 | 平成20年度の 計画の進捗度 | 目的・全体計画 の達成度 |
|---|---|---|-----------------------------|---|
| | | 所管課 教育総務課・教育企画課・学校教育課・学務課・保育課 | b 平成20年度の年度計画はおおむね方針通り進捗した。 | C 実施計画の目的・全体計画は半ば達成されている。 |
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成21年度の実施方針 |
| 集団保育の適正規模を考慮し、幼稚園、保育園の教育、保育の内容について、十分な検討を行い、市立幼稚園の統廃合および総合施設の設置等により、幼保の一体化を図る。 | 平成18年10月1日から「認定こども園」に関する法律が施行され、県においても平成18年12月18日に「奈良県認定こども園の認定の基準に関する条例」が公布、施行されたことにより、その方向性に沿って、保育園・幼稚園の再編と、総合施設の設置についての調査研究を行い、幼保一体化事業を実施する。 | 奈良市立認定こども園の配置計画に基づき、制度導入のための条件整備を進める。 ①認定こども園カリキュラムの作成 ②運営管理(保育時間・保育料・職員配置体制等)にかかる調整 ③認定こども園の認定申請・手続き等 | | ①幼稚園教育要領の改訂及び保育所保育指針の改定を受け、平成21年度から導入する「認定こども園」制度において、乳幼児期の保育・教育を進めるため、年間カリキュラム(素案)を策定した。 ②富雄南幼稚園において、平成21年4月から「認定こども園」制度を導入するため、諸条件の整備を行った。 ③平成22年4月開園予定の(仮称)認定こども園都祁保育園については建築実施設計の作成を行い、地元説明会等を実施した。また、保育内容・保育時間・保育料等の運営方針の検討を行った。 |
| ①「認定こども園設置に関する基本構想」及び「学校規模適正化計画」に基づく具体的検討(帯解・左京・都跡地区及び東部地域) ②平成20年度策定の年間カリキュラム(素案)について、各園において運用し、効果の検証や修正を加え幼保共通の年間カリキュラムを確定する。 ③平成21年4月に開園した認定こども園富雄南幼稚園については、運営に支障の無いよう未整備の施設を整備する。 ④(仮称)認定こども園都祁保育園は、開園に向け認定こども園建築実施設計に基づき園舎建築工事を行い、また運営方針等の決定及びこれに基づく県への認定申請や園児の入園募集を行う。 ⑤月ヶ瀬地区については、保育園を認定こども園(保育所型)とし、平成22年度中の開園に向け施設整備内容や運営方針の検討を行う。 | | | | |

③ 遊休施設等の効果的な活用

| 市有遊休地の有効活用と売却（奈良市行財政改革実施計画 73頁） | | 所管部 所管課 | 総務部 管財課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | b 平成20年度の年度計画はおおむね方針通り進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | B 実施計画の目的・全体計画はおおむね達成されている。 |
|---|---|--|------------|--|-----------------------------|--|-----------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 未利用土地については、市全体で利活用を図る。また、利活用の予定のない土地については、公売等により処分し管理経費を節減するとともに、売却により得た収入を市の事業の財源に充てる。 | 市有地の適正管理を行い、利用されていない市有地については積極的な情報提供を行うことにより、市全体で利活用を図る。必要性を精査の上、利活用の見込みがない市有地については、積極的に貸付や売却を行う。 | 貸付契約を締結。 必要に応じ一般競争入札等により、売却。 旧西部公民館等跡地1件を提案競技により、売却。 | | <ul style="list-style-type: none"> 貸付契約を26件締結。 一般競争入札等の2件は、各所管課で対応。（1件は、介護総務課で随意契約により売却済み。もう1件は、西大寺南区画整理事務所の所管となるが、平成20年度は、売却取止め。） 「旧西部公民館等跡地活用提案競技」を実施し、平成21年3月に旧西部公民館等跡地売却済み。 | | 利活用の予定のない市有地について、積極的に貸付・売却を行う。 1 普通財産貸付契約の締結。 2 未利用地を一般競争入札等により売却。 | |

(6) 外郭団体の経営の健全化

① 管理運営の改善

| 外郭団体の経営の改善（奈良市行財政改革実施計画 74頁） | | 所管部 所管課 | 市長公室 行政経営課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | d 平成20年度の年度計画はほとんど進捗しなかった。 | 目的・全体計画 の達成度 | D 実施計画の目的・全体計画はほとんど達成されていない。 |
|-------------------------------------|---|--|---------------|---|----------------------------|--|------------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 外郭団体の自立的経営を促進するため、運営の適正化・事業の効率化を図る。 | 外郭団体の経営状況や役員・職員数等を精査し、経営に関する市の人的支援(派遣職員)・財政支援(補助金・委託料等)を見直すとともに、実施事業についても事業内容の見直しを行う。 また、経営の自己評価並びに経営に係る情報の公開を促進し、経営改善を図る。 | 公益法人改革や指定管理者の公募拡大を踏まえて、人員配置や事業内容を検討し、経営の改善を図る。 | | <ul style="list-style-type: none"> 事務事業の再編整理における見直しを踏まえて、実施事業の内容の見直しを行い、委託料等の縮減を図った。 また、総務省より示された「第三セクターの改革に関するガイドライン」に基づき、第三セクターの経営改革策の検討を行う「経営検討委員会」の設置の準備を行った。 | | 国の「第三セクターの改革に関するガイドライン」に基づき、第三セクターの抜本的な経営改革策の検討を行う「経営検討委員会」を設置する。 公益法人制度改革に対する連絡協議会を開催し、新公益法人制度について検討・調査する。 | |

| 土地開発公社の経営の健全化（奈良市行財政改革実施計画 75頁） | | 所管部 所管課 | 市長公室 行政経営課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | c 平成20年度の年度計画は実施方針の半ば程度進捗した。 | 目的・全体計画 の達成度 | C 実施計画の目的・全体計画は半ば達成されている。 |
|---|---|---|---------------|--------------------------------|------------------------------|--|---------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 土地開発公社保有地の利活用の方針と問題点の整理を行い、早期・中長期(凍結・処分も含む。)の方針決定と土地開発公社経営健全化を推進する。 | 長期(5年以上)にわたり保有しており、処分の目処が立っていない土地について、土地開発公社経営健全化対策委員会において、利用及び処分についての調整を行い、土地開発公社の経営の健全化を図る。 | 「土地開発公社の経営健全化に関する計画」の進行管理を行い、土地開発公社の経営の健全化を進める。 用途不明確土地の利活用について検討する。 | | 「土地開発公社の経営健全化に関する計画」の進行管理を行った。 | | 「土地開発公社の経営健全化に関する計画」の進捗状況を調査・分析し、三セク債の活用も含めて保有土地の簿価総額の縮減対策を検討する。 | |

② 整理・統廃合の推進

| 外郭団体の統廃合（奈良市行財政改革実施計画 76頁） | | 所管部 所管課 | 市長公室 行政経営課 | 平成20年度の 計画の進捗度 | d 平成20年度の年度計画はほとんど進捗しなかった。 | 目的・全体計画 の達成度 | D 実施計画の目的・全体計画はほとんど達成されていない。 |
|---|--|--|---------------|--|----------------------------|---|------------------------------|
| 目的 | 全体計画 | 平成20年度の実施方針 | | 平成20年度の進捗状況 | | 平成21年度の実施方針 | |
| 効率的で自立した経営を行い、指定管理者制度に対応できる外郭団体とするため、整理・統廃合を行う。 | 指定管理者制度に対応できる外郭団体をめざし、団体の趣旨及び活動の内容を踏まえて、あらゆる面から業務の効率化・活性化を図るための検討を行い、民間移管も視野に入れて統廃合を推進する。 検討の対象は、主として市の出資比率50%以上の財団法人(11団体)とし、必要に応じて他の外郭団体についても併せて検討する。 | 公益法人制度改革を踏まえて、外郭団体のあり方やその将来性について見直すとともに、具体的な統廃合の方向性について検討する。 | | 都祁地域振興財団及び駐車場公社について、統廃合の可能性について検討を行った。 | | 施設の統廃合及び新公益法人制度の導入を踏まえ、指定管理者制度により効果的に対応できる団体とするための統廃合を検討する。(公立施設管理公社等の他市の状況も含め検討・調査する。) | |